



au Insurance Disclosure

au損保の現状2025

au 損害保険株式会社



Discover からはじめよう。

みんなに必要なものでなくていい。

だれかにとって本当に必要なものを届けていこう。

それは、これまで見過ごされてきたもの。

気づかないほど小さなもの。まだ未来のものかもしれない。

それでも、いち早く発見し、果敢に挑んでいこう。

だから私たちは、気づく人でいよう。チャレンジする人でいよう。

多様な価値観、多彩な才能が集まる私たちなら、きっとできる。

ひとりひとりの毎日が、もっと自分らしく、楽しいものであるために。

私たちが大切にすること

私たちは何のために
存在しているのか。

- これまで見過ごされてきた細かなリスク、社会の変化にともなう新しいニーズと向き合うことで、人と安心の新しいつながりを。ひとりひとりの毎日が安心して楽しめるものに。
- みんなに必要なものでなくていい。だれかにとって本当に必要なものを届けていく。

私たちはどこを
目指そうとしているのか。

- だれかの毎日を自分のこととして考え、新しい安心、新しいアプローチを創造し、実現する企業を目指す。
- 多様な価値観、多彩な能力が集うバックグラウンドを活かすとともに、達成の充足感を社員ひとりひとりの原動力にしていく。

私たちは何を
大切にしているのか。

- 自らがひとりの生活者として考える。ひとりひとりの価値観を大切にすること。これまでの常識やルールにとらわれず、チャレンジすることを尊重する。
- KDDIグループはもちろん、同じ目標を共有するパートナーとの連携、革新的なテクノロジーやアイデアを掛け合わせることで領域を拡張していく。



トップメッセージ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、モバイル端末の特性を最大限活用するとともに、KDDIグループが展開している様々なコンテンツ・サービスと融合し、お客さまの生活に密着した保険サービスを提供することで、お客さまのライフスタイルを支援し、よりお客さまに近い保険会社となることを目指し、2010年に設立されました。

以来、「自転車向け保険」や「携帯端末向け保険」、「ペットの保険」、「旅行の保険(海外・国内)」など、お客さまの生活に密着した保険商品・サービスを提供することで、生活意識やライフスタイルの変化がもたらすお客さまニーズの多様化にお応えしてまいりました。

2024年度には、当社の主軸商品である「自転車向け保険」において、「自転車ロードサービス」のサービス提供時間を短縮するため、「自転車の日」アプリの改修を行ったほか、自転車の安全利用に関する協定を締結している自治体と連携した自転車保険の加入義務、自転車乗車時のヘルメット着用義務の周知活動や、都立高校の生徒への自転車用ヘルメット保管用ネットの寄贈等の取り組みを進めました。

また、これまでKDDI株式会社が提供している「Pontaパス」の利用者向けに、iOSのスマートフォンやタブレットが故障・紛失した際の修理・交換費用を補償する保険を提供してまいりましたが、2025年2月より、新たにAndroidのスマートフォン、タブレットを対象とする保険の提供を開始しております。

社会情勢の変化やデジタル技術の進化などを背景に、日常生活を取り巻く新たなリスクが顕在化し、お客さまの保険ニーズも多様化しています。また、生活のあらゆるシーンに通信が溶け込んでいく中で、新しい商品やサービスが次々に生まれ、多様なライフスタイルの実現につながっています。

これからも当社は、デジタル技術を駆使し、通信と一体となった保険商品・サービスの開発に取り組むことにより、お客さま一人ひとりの生活をより手軽に、より安全で安心できるものになるよう貢献してまいります。

今後とも、皆さまの変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 **中井 武志**

Contents

au損保の現状 2025

- 01 トップメッセージ
- 02 au損保のあゆみ
- 03 auフィナンシャルグループの全体像
- 04 中期事業計画2022
- 06 お客さま第一の業務運営に関する方針
- 08 「お客さま第一の業務運営に関する方針」に基づく2024年度の取組状況
- 14 トピックス
- 16 サステナビリティ

経営について

- 22 代表的な経営指標等
- 23 品質向上活動
- 25 勧誘方針
- 25 個人情報保護
- 32 情報開示
- 33 コーポレート・ガバナンスの状況
- 39 コンプライアンス
- 40 リスク管理
- 42 内部監査および社外監査・検査

保険商品・サービス

- 43 取扱商品と新商品開発・改定
- 45 保険の仕組み
- 46 ご契約手続きの流れ
- 47 保険金
- 49 損害サービス
- 51 お客さまサポート体制

業績データ

- 52 事業の状況
- 65 経理の状況

会社概況

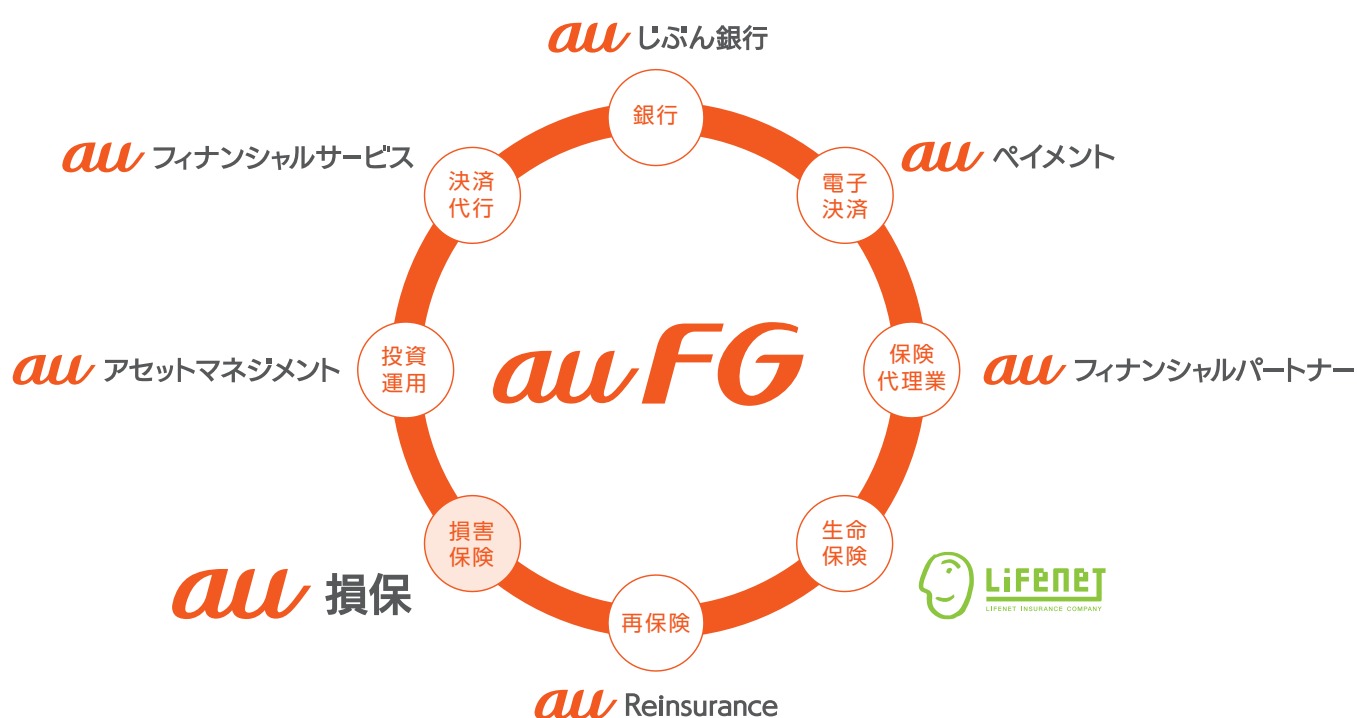
- 74 組織
- 75 主要な業務、株式の状況
- 76 役員・従業員・設備の状況

au損保のあゆみ

- 
- A vertical timeline with orange circular markers at each year, listing key events in the history of au Insurance from 2010 to 2025.
- 2010年 2月** あいおい損害保険株式会社(現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、以下「AD社」)とKDDI株式会社(以下「KDDI社」)により「モバイル損保設立準備株式会社」として設立
資本金3億円(AD社67%、KDDI社33%)
 - 9月** 増資(増資後の資本金、資本準備金合わせて45億円)
 - 2011年 2月** 損害保険事業免許取得
 - 3月** 社名を「au損害保険株式会社」に変更
 - 5月** 営業開始
(開業記念自転車プラン、スタンダード傷害保険、国内旅行傷害保険発売)
 - 11月** 海外旅行保険を販売開始
 - 2014年 4月** ペット医療費用保険を販売開始
 - 10月** AD社代理店を通じて販売する「保険募集の再委託制度」スタート
 - 2016年 3月** 大阪府と自転車の安全な利用促進に関する協定(以下「協定」)締結
さらに同年、東京都、埼玉県とも協定締結(以降、自治体との協定締結を進める)
 - 2017年 3月** クレジットカード用旅行傷害保険(国内旅行・海外旅行)を販売開始
 - 2018年 4月** 増資(増資後の資本金、資本準備金合わせて60億円)
 - 2019年 5月** 東京都がau損保を「東京都自転車安全利用サポーター」に認定
 - 7月** 資本異動(KDDI社51%、AD社49%)
 - 9月** 神奈川県と連携し、自転車交通安全官民連携プロジェクトを発足
 - 12月** 株主異動(KDDI社→auフィナンシャルホールディングス株式会社)
 - 2020年 4月** KDDI「au自転車サポート」向け包括契約の提供開始
 - 7月** コーポレートステートメント
「Discoverからはじめよう。」を制定
 - 2021年 5月** 開業10周年
 - 2022年 2月** がん保険・介護保険分野に参入(「団体総合生活補償保険」の販売開始)
 - 3月** 法人向け損害保険の取扱範囲拡大(AD社法人向け商品の代理販売)
 - 2024年 3月** KDDI「auわんにゃんサポート」向け包括契約の提供開始
 - 5月** スタンダード傷害保険・ペット医療費用保険の自動継続特約開始
 - 12月** 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟と「持続可能な社会の実現に関する連携協定」を締結
経済産業省の「DX認定事業者」に認定
 - 2025年 6月** 海外旅行保険を全面リニューアル
海外旅行キャンセル保険を販売開始

auフィナンシャルグループの全体像

すべての人にとって金融をもっと身近なものにする
「つながる金融。」の実現へ



auフィナンシャルグループ(auFG)は、2019年4月に中間金融持株会社として設立されたauフィナンシャルホールディングス株式会社を中心とする、銀行・決済・資産運用・保険が集約された総合金融グループであり、KDDI株式会社が決済・金融事業の強化を目的として掲げた「スマートマネー構想」*を推進しています。

当社は2019年12月より、auフィナンシャルグループの一員として、損害保険事業を担っています。

※ 「スマートマネー構想」

auフィナンシャルグループは、KDDI株式会社とともに、お客さまの生活の中心となったスマートフォンをあらゆる金融サービスの入り口とし、お客さまにスマホ・セントリックな決済・金融体験を総合的に提供する「スマートマネー構想」を推進しています。

中期事業計画2022

「デジタル化社会に適応しお客さまに最適なCXを提供しつづける」ことを目指して
中期事業計画2022を定めています。

事業環境想定

コロナ禍からの正常化に向けた社会や経済の動き、デジタル技術の進化によるビジネスモデルの変化や少子高齢化による人口構造の変化など、個人や企業を取り巻く環境はこれまでとは比較にならないスピードで大きく変化しております。このような変化に伴い、お客さまニーズの多様化や新たなリスクの顕在化などの動きもあり、柔軟かつ迅速な対応が一層求められています。

このような環境の急速な変化に対応するため、当社は「中期事業計画2022」の計画期間を1年延長(2022年度～2025年度)しました。

中期事業計画の全体像

このような環境想定を踏まえ、中期事業計画2022における経営ビジョン(目指す姿)を、「デジタル化社会に適応しお客さまに最適なCX(カスタマーエクスペリエンス)を提供しつづける」とし、それを実現するための成長戦略として、既存事業の深化と新規事業の探索・拡大を掲げました。KDDIグループやauFGと連携したデータドリブンマーケティングを実践し、当社ならではのCXを創造することにより、成長戦略を加速していきます。また、成長戦略を支える経営基盤整備として、①人財育成・EX(エンployeeエクスペリエンス:従業員体験価値)向上、②DX(デジタルトランスフォーメーション)推進および③コンプライアンス・プログラムの実践の3つを柱に掲げています。これらの戦略実行の効果として、当社に対するお客さまの満足度の更なる向上とともに、営業面/財務面における数値目標を達成してまいります。



成長戦略

I 既存事業の深化

当社はこれまでもWebを中心に展開している保険会社として、自社データを活用したお客さまへのアプローチを行ってきましたが、今後はお客さまにとっての体験価値であるCX向上に向け、KDDIグループやauFGと連携し、デジタル技術を活用した適時適切な情報提供や商品提案を含めマーケティングの高度化を目指してまいります。

II 新規事業の探索・拡大

デジタル技術の進展を新たなビジネスモデル創出の機会と捉え、デジタル技術とデータを組み合わせることにより保険ニーズを的確に捉え、新たな保険商品やサービスを提供してまいります。

経営基盤整備

1 人財育成・EX向上

成長戦略を支える経営基盤として最も重要な人財については、特にデータやデジタル技術を活用できる人財、すなわちDX人財を定義し、成長戦略と整合性の取れた人財確保・育成を行ってまいります。また、持続的な成長を可能にする企業文化を醸成するため、EXの向上に向けた取り組みを推進してまいります。

2 DX推進

当社は既にオンラインでお客さまからのお申込みや契約情報のご確認等が行えますが、お客さまから見てより分かりやすい表記、画面や操作性等UI/UX(ユーザーインターフェース・ユーザーエクスペリエンス)の改善に加え、経営ビジョン(目指す姿)の実現に向け、システムやネットワークの堅牢性を担保しつつ、お客さまニーズや事業環境の変化に迅速に対応できるITシステムの開発・運用を行ってまいります。

DX人財の確保・育成状況や業務プロセスのデジタル化につきましては、それぞれ目標を設けて取り組みを推進するとともに、その達成度を定期的に測定してまいります。

なお、コンプライアンス・プログラムの実践については、P.33以降に掲載しております。

お客さま第一の業務運営に関する方針

当社は、お客さま一人ひとりを大切にし、お客さまからの確かな信頼によって選ばれる会社を目指し、以下の方針を制定し、お客さま第一の業務運営の更なる推進に努めてまいります。

方針

1

全役職員が「お客さま第一」を意識し、 お客さまに安心と満足を提供します

当社は、全役職員が「お客さま第一」に明るく生き生きと働くことで、すべての「お客さまの安心と満足」を実現するよう努めてまいります。

方針

2

お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します

当社は、「お客さまの安心と満足」を実現するために、社会環境の変化に伴う新しいリスクや多様化するお客さまニーズに迅速かつ柔軟に対応した商品・サービスを開発し、提供してまいります。

方針

3

ご契約へのご理解・ご納得を得られる説明に努めます

当社は、お客さまがニーズに合った最適な商品を選択し、安心と満足を実感いただけるよう、適正な保険募集およびご契約後の対応を行ってまいります。

- (1)お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、説明方法等について工夫し、分かりやすい説明に努めてまいります。
- (2)お客さまのご意向に沿った適切な商品を選択いただけるよう、お客さまにとって見やすく、分かりやすい説明に努めてまいります。また、当社のインターネットを通じた販売方法は、お客さまがご自身の都合の良い場所・良い時間にご契約することが可能となっています。
- (3)ご契約後も、ご契約の継続・変更・解約等を迅速かつ適切に行い、お客さまの利便性の向上に取り組んでまいります。

方針

4

代理店によるサービスの品質向上に取り組めます

当社は、代理店を通じた販売においては、「お客さまの安心と満足」を実現するために、代理店への委託を判断する際の事前審査や委託後の継続的な教育・指導を通じて、サービスの品質向上に取り組んでまいります。

方針

5

お客さまに寄り添った事故対応を実践します

当社は、常に「お客さま第一」の視点に立ち、事故に遭われたお客さまならびにお相手への説明責任および保険金の支払責任を果たすよう努めてまいります。

方針

6

お客さまの利益を不当に害することのないよう 適切に業務を行います

当社は、当社が行う取引に関し、お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行ってまいります。

方針

7

お客さまの声に真摯に耳を傾け、改善に活かします

当社は、お客さまの声を幅広くお伺いするとともに、寄せられたすべてのお客さまの声に真摯に耳を傾け、迅速かつ適切に対応してまいります。

また、お客さまの声を品質の向上・お客さま満足度の向上に活かしてまいります。

方針

8

全役職員が「お客さま第一」の対応を実践します

当社は、「お客さま第一」を意識した誠実・親切・丁寧な対応がすべての役職員に実践されるよう指導と教育に継続して取り組んでまいります。

また、社員一人ひとりの取組みを評価する仕組み作りや研修を通じて風土の醸成を図ってまいります。

「お客さま第一の業務運営に関する方針」に基づく2024年度の実行状況

「お客さま第一の業務運営に関する方針」に基づく2024年度の実行状況と客観的な評価指標は以下のとおりです。今後ともお客さま一人ひとりに安心と満足をお届けし、お客さまから確かな信頼によって選ばれる会社を目指してお客さま第一の業務運営の推進に努めてまいります。

1. 『お客さま第一の業務運営』の実行

対応する方針

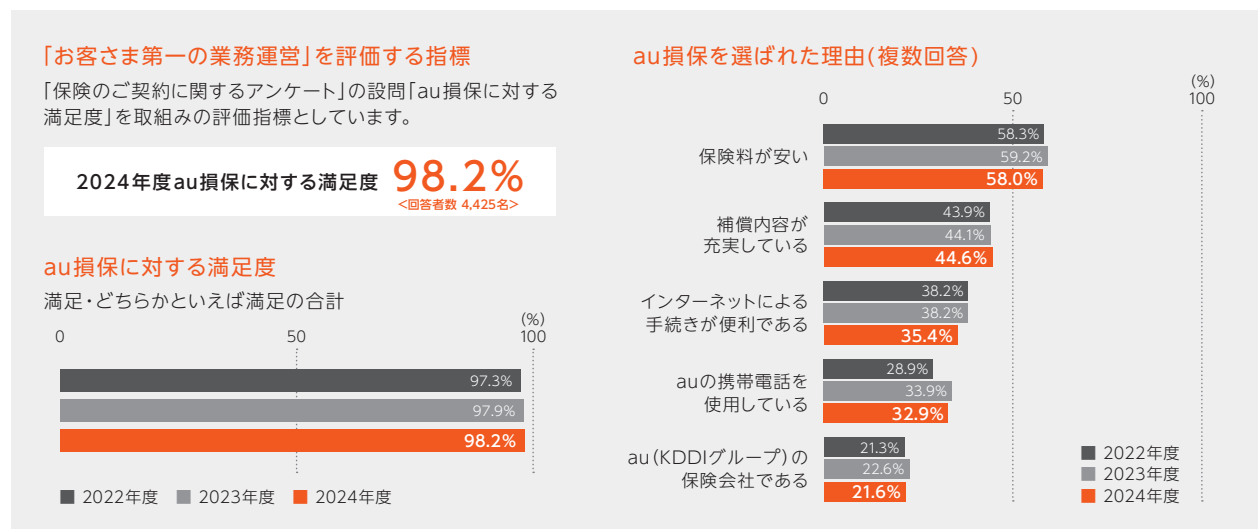
- 方針 1 全役職員が「お客さま第一」を意識し、お客さまに安心と満足を提供します
- 方針 4 代理店によるサービスの品質向上に取り組めます
- 方針 8 全役職員が「お客さま第一」の対応を実践します

お客さまに安心と満足を提供する実行

「お客さま第一」を意識し、お客さまに安心と満足を提供

「お客さま第一」を常に意識し、お客さまから信頼によって選ばれる会社となるよう、全役職員が誠実・親切・丁寧な対応の実現に向けて努めています。

保険のご契約に関するアンケート



代理店によるサービス品質向上の実行

代理店への指導・支援

全代理店を対象に毎年実施する代理店監査を通じて、代理店の適正な保険募集体制の整備を指導・支援しています。

全役職員が「お客さま第一」の対応を実践するための実行

「お客さま第一」の浸透

2020年度に制定した「コーポレートステートメント」に基づき、「お客さま第一」の対応を全役職員が共有するとともに、経営陣からの継続的なメッセージの発信や各種研修等を通じて「お客さま第一」の意識の定着を図っています。

2. 『お客さまニーズにお応えする商品・サービスの提供』の取組

対応する方針

方針 2 お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します

お客さまニーズにお応えする商品・サービスの提供の取組

持続的かつ安定的に提供できる商品・サービスの開発・管理

当社は、商品開発にあたりお客さまニーズを的確に把握するとともに、商品の持続可能性や合理性等を確認して提供しています。また、お客さまのニーズ・課題に対応している商品・サービスであるかを定期的に検証するなど、適切に商品管理態勢を整備しています。

Pontaパス Android携帯端末補償の提供

当社では、KDDI株式会社が提供している「Pontaパス」、「Pontaパスライト」^(注1)に付随する保険を2019年12月より提供しています。携帯端末の修理補償(故障紛失サポート)に加入していないユーザーの携帯端末も補償します。

本保険では、動産総合保険に「端末修理費用特約(A)」^(注2)または「端末修理費用特約(B)」^(注3)を付帯することにより補償を行っていますが、保険の対象としてApple社が販売するiPhone、iPadの携帯端末を補償する保険であり、その他の携帯端末は保険の対象外となっております。

今般、KDDI株式会社が「Pontaパス」、「Pontaパスライト」で補償する携帯端末の対象をAndroid携帯端末に拡大することに伴い、動産総合保険の「端末修理費用特約(A)」および「端末修理費用特約(B)」の商品改定を行い、2025年2月からAndroid携帯端末を保険の対象に含め、より広いユーザーの携帯端末を補償する契約の販売を開始しました。

当社は、約1,500万人が利用している「Pontaパス」、「Pontaパスライト」をはじめ、今後もKDDI株式会社の提供するサービスを保険でカバーし、お客さまの満足度を向上する取組を継続してまいります。

(注1)映像・音楽・書籍などのエンタメコンテンツの利用のほか、「オトク」「楽しい」「安心」なサービスをご利用いただけるサービスです。
auユーザー以外も加入可能です。2024年10月に、従来の「auスマートパスプレミアム」、「auスマートパス」から名称が変更になりました。
(注2)auユーザーおよびUQモバイルユーザー向けの特約です。
(注3)au、UQモバイル以外のオープンユーザー向けの特約です。

お客さまニーズを把握するための市場調査

当社では各種市場調査を行い、お客さまニーズの把握に努めるとともに、その結果をホームページで公表しています。

自転車保険加入率 調査

2018年度より実施しており、毎年多くの反響をいただいている自転車保険の加入率調査を今年度も実施しました。
(2025年3月)

自転車保険加入率 (回答者数 14,737名)

	2024年度調査	2023年度調査	2022年度調査	2021年度調査	2020年度調査	2019年度調査	2018年度調査
全国の加入率	65.6%	65.6%	63.5%	62.6%	59.5%	57.3%	56.0%
全国の加入率 前年度差	0.0ポイント	+2.1ポイント	+0.9ポイント	+3.1ポイント	+2.2ポイント	+1.3ポイント	—
義務化地域の 加入率	67.5%	67.7%	66.1%	66.5%	65.3%	65.6%	64.3%
非義務化地域の 加入率	51.3%	50.9%	49.0%	49.1%	48.7%	49.6%	49.8%

※加入率＝「加入している」「おそらく加入している」の合計回答者数／各都道府県の全回答者数
※小数点第2位以下を四捨五入

ヘルメット着用率 調査

2023年4月に自転車利用時のヘルメット着用が全年齢で努力義務化されたことを受け、今年度も継続してヘルメットの着用率を調査しました。(2025年3月)

3.『お客さまに寄り添った事故対応』の取組

対応する方針

方針 5 お客さまに寄り添った事故対応を実践します

お客さまに寄り添った事故対応の取組

親切・丁寧な損害サービスの提供

親切・丁寧な対応の実践と迅速な保険金支払を行うことで、お客さまの満足度向上を目指しており、「保険金お支払いに関するアンケート」における「総合満足度」は、毎年95%以上の評価をいただいています。

プロフェッショナルな事故対応サービス

お客さまにより安心いただくために、品質の高い事故対応サービスを迅速に提供できるよう、損害サービス体制を構築しています。あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の全国の損害サービス網をはじめとする各社との提携により、確かに迅速、きめ細かなお客さま対応と早期の事故解決に努めています。

お客さまの利便性を高める取組

- ・お客さまのご都合のよい時間にいつでも当社担当者へコンタクトいただけるよう、デジタルコミュニケーションツールの活用拡大に努めています。
- ・ペット保険では、ペット保険金請求用「アニポスアプリ」により、スマートフォンによる保険金請求が可能となっており、多くのお客さまにご利用いただいています。

保険金支払審査

保険金支払い部門から独立した「保険金審査室」が、保険金のお支払い対象外とした事案の判断が適切か、また、お支払いすべき保険金が正しく支払われているか等を毎月検証しています。

保険金お支払いに関するアンケート

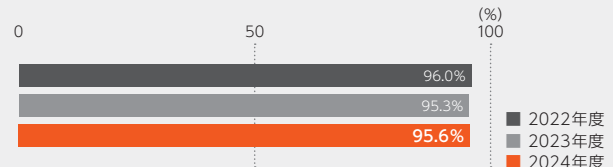
「親切・丁寧な損害サービスの提供」を評価する指標

「保険金お支払いに関するアンケート」の設問「総合満足度」を、取組みの評価指標としています。

2024年度 総合満足度 **95.6%**
<回答者数 1,148名>

総合満足度

(満足・どちらかといえば満足の合計)



4.『お客さまの利益を不当に害することのない適切な業務運営』の取組

対応する方針

方針 6 お客さまの利益を不当に害することのないよう適切に業務を行います

お客さまの利益を不当に害することのない適切な業務運営に向けた取組

社内の管理態勢の整備

「利益相反管理方針」を策定し、方針に基づいた規程・マニュアル等を整備するとともに、社内の体制を整備・構築することで、「お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引」の把握・管理を行っています。

- ・コンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、管理態勢の適切性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行っています。
- ・「お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引」の管理対象となる会社の範囲、および対象となる取引の類型を定め、管理を行っています。
- ・「お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引」が認められたときは、社内ルールに従い、適切な対応措置を講じます。

社内への周知・徹底

「お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引」を適切に把握・管理するため定期的に全社一斉点検を実施するとともに、周知・徹底を図っています。

2024年度の取り組み状況

2024年度もお客さまの利益を不当に害するおそれのある取引発生の有無、ならびに管理態勢の適切性について検証し、問題がないことを確認しています。

5.『ご契約内容等の適切な説明ならびにお客さまの声を活かした業務改善』の取組

対応する方針

方針 3 ご契約へのご理解・ご納得を得られる説明に努めます

方針 7 お客さまの声に真摯に耳を傾け、改善に活かします

ご契約内容をご理解・ご納得いただくための取組

お客さま向け照会窓口の設置

お客さま向けに電話・メール等による照会窓口を設置し、お客さまのご意向に沿った商品のご案内や、商品内容をご理解いただけるよう丁寧な説明を行っています。

保険のご契約に関するアンケート

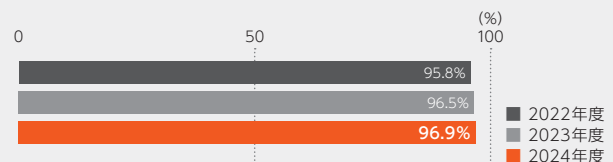
「補償内容の説明の分かりやすさ」を評価する指標

「保険のご契約に関するアンケート」の設問「補償内容の説明の分かりやすさ」を、取組みの評価指標としています。

2024年度 補償内容の説明の分かりやすさ **96.9%**
<回答者数 4,425名>

補償内容の説明の分かりやすさ

(分かりやすかった・どちらかといえば分かりやすかったの合計)



カスタマーセンターお問い合わせアンケート

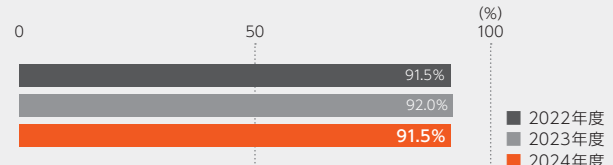
「お客さまへの対応」を評価する指標

「カスタマーセンターお問い合わせアンケート」の設問「照会窓口担当者(コミュニケーター)のお客さま対応に関する満足度」を、取組みの評価指標としています。

2024年度 コミュニケーターの対応満足度 **91.5%**
<回答者数 117名>

コミュニケーターの対応満足度

(満足・どちらかといえば満足の合計)



お客さまの声に真摯に耳を傾け、改善に活かす取組

お客さまの声を業務改善に活かす取組

「お客さまの声」に基づき業務等の改善を検討する社内審議体「お客さまの声検討会」では、毎月の「お客さまの声」を分析し、業務を所管する部門に対し改善を要請しています。また、その改善結果が「お客さまの声」に十分応えられているかの検証も行うなど、改善の品質向上にも努めています。

改善・検討を行った件数

「お客さまの声を業務改善に活かす取組」を評価する指標

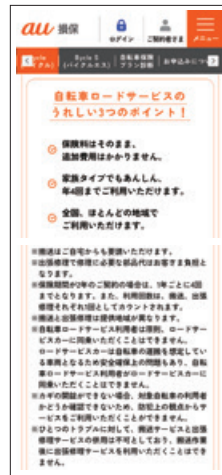
お客さまの声に基づく「要改善と認識し改善・検討を行った件数」を、取組みの評価指標としています。

2024年度
お客さまの声に基づく改善・検討を行った件数 **12件**

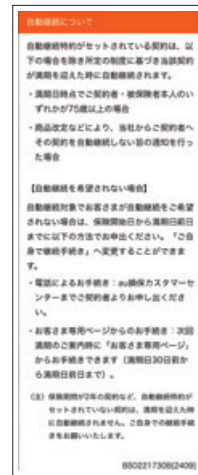
お客さまの声に基づく改善事例

2024年度に実施したお客さまの声に基づく主な改善取組は、次のとおりです。

お客さまの声	改善内容
「自転車ロードサービス」の「搬送サービス」と「出張修理サービス」は併用できないということが、よく理解できなかった。ホームページの記載を、もう少しわかりやすくしてほしい。	「自転車ロードサービス」のページに、以下を追加しました。 ・「ひとつのトラブルに対して、搬送サービスと出張修理サービスの併用は不可としており、搬送作業後に出張修理サービスを利用いただくことはできません。」
保険の継続手続き時に、自動継続を停止することができるということが、わかりづらい。	継続申込画面の「自動継続を希望されない場合」の手続き方法を追加しました。
au損保の申込時に登録した「お客さま情報」は、auIDの「会員情報」と連動していないということが書かれていない。	申込画面「お客さま情報入力」のページに、以下の注意文言を追加しました。 ・「※ au損保にご登録の情報を表示しています。(auIDの情報とは連動していません)」



HP「自転車ロードサービス」のページ



HP「申込画面」のページ (自動継続)



HP「申込画面」のページ (お客さま情報入力)

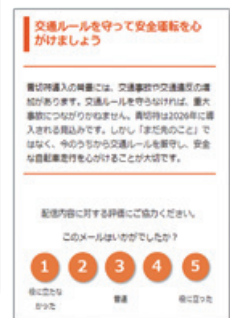
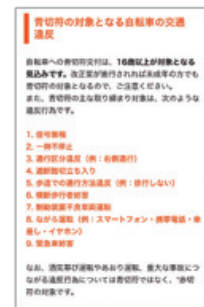
お客さま体験価値の向上に向けた取組

お客さま体験価値の向上に向けた取組

当社では、定期的の実施しているお客さまアンケート調査の結果をもとに、お取引の利便性向上や各種サービスの改善、お客さま体験向上に取組んでいます。

有益な情報のメルマガを配信

2024年度には29本のメルマガを配信。(自転車関連18本、ペット関連11本)
自転車の交通違反に対して青切符が導入されることや、自転車運転者講習の違反対象が拡充されることなど、その時々でニュースになったテーマに合わせて、タイムリーで有益な情報発信を年間を通して実施しました。また、メルマガ内に設置した5段階評価も参考にして、有益な情報の提供に取組んでいます。



「自転車の日」アプリの改修

自転車ロードサービスのサービス提供時間を短縮するため、「自転車の日」アプリの改修を行いました。これにより、アプリからロードサービス要請いただいた場合のサービス提供時間が約5分短縮されました。(2024年8月)



トピックス

Pontaパス会員向け Android修理代金サポートの提供

各種エンタメやおトクなクーポンなど様々なコンテンツを配信しているKDDIの人気サービス「Pontaパス」の新特典として、「Android修理代金サポート」がスタートしました。(2025年2月)

Androidのスマホ・タブレットが故障・紛失した際に係る修理・交換にかかった費用を補償するサービスで、au損保が保険を提供しています。これまではiOSのスマホ・タブレット向けに展開されていましたが、この新特典によりPontaパス会員は端末のOSを問わずに補償が受けられるようになり、予期せぬ故障・紛失時の金銭的負担が軽減され、あんしんしてスマホをご利用いただけるようになりました。



「おもいでケータイ再起動」に参加

電源の入らなくなった古い携帯電話を再起動するKDDIの人気イベント「おもいでケータイ再起動」を、ペットオーナー向けイベントとしてKDDIと共同開催。多くの方にペット同伴でご来場いただきました。(2024年10月)

復活した携帯電話からプリントアウトしたペットの写真を、au損保のペット保険のTVCMで好評いただいたキャラクターデザインのフォトフレームとともに記念品としてお持ち帰りいただいたり、復活した写真を壁面に投影して記念撮影をしたりと、ご家族全員で新しい思い出を作っていただけのイベントになりました。



公益社団法人日本ユネスコ協会連盟と「持続可能な社会の実現に関する連携協定」を締結

当社は「世界遺産活動」等を推進する公益社団法人日本ユネスコ協会連盟(以下、日本ユネスコ協会連盟)のビジョンに賛同し、サステナビリティに関する取り組みの一環として、「持続可能な社会の実現に関する連携協定」を締結いたしました。(2024年12月)

なお、日本ユネスコ協会連盟が民間企業と連携協定を締結するのは、初めてのこととなります。



公益社団法人
日本ユネスコ協会連盟

au 損保

「海外旅行の保険」の販売数に応じた寄付

日本ユネスコ協会連盟の「世界遺産活動」に寄付され、主に途上国の世界遺産の保護・保全支援のためにお役立ていただきます。

「国内旅行の保険」の販売数に応じた寄付

日本ユネスコ協会連盟の「未来遺産運動」に寄付され、日本の自然や文化の保護・保全支援のためにお役立ていただきます。

当社役職員からの日本ユネスコ協会連盟への募金に、同額を上乗せするマッチングギフト制度を導入

当社役職員に、給与天引き等による日本ユネスコ協会連盟への募金を呼びかけるとともに、その同額を当社が上乗せするマッチングギフト制度を導入いたしました。

(注)本取り組みによる寄付は、当社から日本ユネスコ協会連盟に対して行うものです。ご契約者さまに新たなご負担はなく、保険料は従来の「海外旅行の保険」、「国内旅行の保険」と同じです。



経済産業省が定める「DX認定事業者」に認定

当社は経済産業省が定める「DX認定事業者」に認定されました。(2024年12月)

DX認定制度は、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、経営ビジョンの策定やDX戦略実現に向けた体制の整備など、DXを推進するための準備が整っている事業者を経済産業省が認定する制度です。

当社は、データやデジタル技術を活用して持続的成長・企業価値向上を図るため、2つの重点テーマに取り組んでいます。

- ・マーケティング強化とデジタル基盤整備、データ活用によるお客さま満足度向上
- ・お客さまのニーズに応じた新商品・サービスの提供、業務の効率化

今後も皆さまのライフスタイルに寄り添い、安心・安全な毎日をサポートしてまいります。



サステナビリティ

au損保のサステナビリティについて

当社は「デジタル化社会に適応しお客さまに最適なCXを提供しつづける」ことを目指して中期事業計画を定めています。この目指す姿を実現するため、成長戦略と経営基盤整備両面での取り組みを進めていますが、この活動は企業として持続可能な社会の実現に貢献することが前提になると考えています。当社が一員となっているauフィナンシャルグループのサステナビリティ経営方針をもとに、中長期的な視点で社会課題と当社の経営の重要度を総合的に網羅した重要課題(マテリアリティ)を策定しました。

重要課題(マテリアリティ)

1

新しい安心の創造、リスク低減の取り組み

見過ごされがちな細かなリスク、世の中の変化にともなう新しいニーズと向き合うことで、お客さまに最適な保険商品・サービスを開発します。また併せて関係機関やパートナー企業と連携してリスク低減に向けた取り組み(自転車利用の安全啓発等)を推進します。

2

お客さま体験価値の向上とアクセシビリティの確保

デジタル技術を活用したイノベーションを推進し、新たなお客さま体験価値を創出するとともに、すべての人にとってアクセス可能なフロントエンド(お客さま接点)を構築します。

3

レジリエントな企業態勢と経営基盤の確立

社会課題の複雑化・多様化により不確実性が高まる中、オペレーショナル・レジリエンス(業務の強靭性)の実効性を確保し、より安心・安全な保険商品・サービスを提供します。

4

全従業員の幸福の追求

従業員が生き生きと意欲的に働ける環境づくりを推進するとともに、多様な従業員の能力発揮・成長を通じて、マルチステークホルダーの期待に応えます。

5

気候変動への対応

auフィナンシャルグループの目標(2030年度カーボンニュートラル達成)に向けて、各種手続きのペーパーレス化を含む省エネ・省資源活動に取り組みます。

1

新しい安心の創造、リスク低減の取り組み

見過ごされがちな細かなリスク、世の中の変化にともなう新しいニーズと向き合うことで、お客さまに最適な保険商品・サービスを開発します。また併せて関係機関やパートナー企業と連携してリスク低減に向けた取り組み(自転車利用の安全啓発等)を推進します。

自転車の安全利用に関する取り組み

当社は各地の自治体との「自転車の安全利用に関する協定」に基づく寄付金等を通じて、自治体による条例周知や、自転車の安全利用推進活動をサポートしています。

2024年度の事例としては、都立高校の生徒へ自転車用ヘルメット保管用ネット等の寄贈を行いました。

また、当社の自転車安全利用推進活動として、大阪府内の自転車の安全利用啓発を行う「ジテシラProject」参画企業での「ABCラジオまつり」へのブース出展(2024年11月)や、自転車の利用を総合的に進める東京都のイベント「GRAND CYCLE TOKYO」へのブース出展(2024年12月)等、各自治体と連携して、自転車保険の加入義務や自転車乗用中のヘルメット着用の必要性を周知する活動を行っています。



2

お客さま体験価値の向上とアクセシビリティの確保

デジタル技術を活用したイノベーションを推進し、新たなお客さま体験価値を創出するとともに、すべての人にとってアクセス可能なフロントエンド(お客さま接点)を構築します。

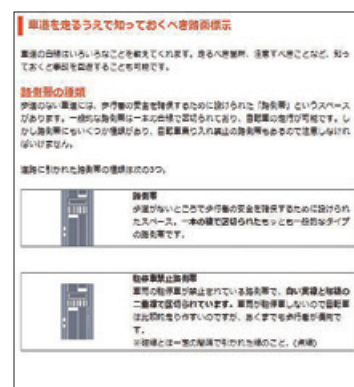
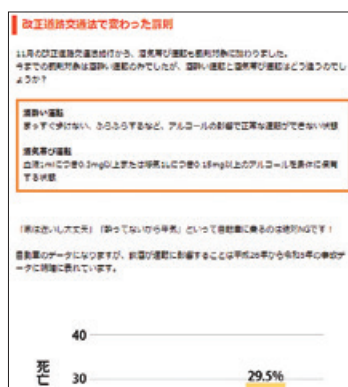
お客さま体験価値の向上

当社はデジタル技術を積極的に活用し、より分かりやすく簡単にお申込みや保険金のご請求等のお手続きができるように取り組む等、お客さまの体験価値向上に努めております。

お客さまがご覧になりたい情報にストレスなくスピーディにアクセスいただけるよう、特にスマートフォンでの操作を意識した画面表示とすることで操作性の向上を図っています。また、ご契約者さま向けのページは、事故のご連絡や自転車ロードサービスのご利用等のお手続きをスムーズに進めていただけるようデザインしております。



また、お客さまへのアンケートを定期的を実施し、お取引の利便性向上や各種サービスの改善に取り組んでいます。その一環として、交通安全ルールに関する情報など、お客さまにとって有益な情報をメルマガで配信しています。



3

レジリエントな企業態勢と経営基盤の確立

社会課題の複雑化・多様化により不確実性が高まる中、オペレーショナル・レジリエンス(業務の強靱性)の実効性を確保し、より安心・安全な保険商品・サービスを提供します。

内部統制システムの運用

当社は「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築することにより、当社、KDDI・auフィナンシャルグループ、MS&ADインシュアランスグループ全体の企業価値向上に努めています。(「内部統制システムに関する基本方針」および運用状況はP33に掲載しています。)

リスク管理とERM経営の実践

当社は「リスク管理方針」に基づき、多様化・複雑化する経営上のリスクを正確に把握・評価し、適切に管理を行っています。また、ERM経営の推進により企業価値の持続的な向上を目指しています。(「ERM経営推進の取り組み」と「リスク管理」についてはP40に掲載しています。)

「リスク選好方針」を踏まえて策定した中期事業計画を遂行する中で、リスク選好状況のモニタリング・評価を行い、必要に応じて計画等の見直しを実施しています。

不確実な未来の機会と脅威をとらえた経営の意思決定が可能となるように、このサイクル(経営のPDCA)を高速化・効率化することで、ERMの高度化に努めています。

お客さま情報の保護とシステムの正常稼働維持

当社は、「お客さまの情報の取扱いに係る基本方針(プライバシーポリシー)」に基づき、個人情報の保護と適正な取扱いに努めています。特に、サイバーリスクの増大に伴いサイバーセキュリティ対策を強化し、システムの正常かつ安定的な稼働維持に努めています。(「お客さまの情報の取扱いに係る基本方針」はP25に掲載しています。)

4

全従業員の幸福の追求

従業員が生き生きと意欲的に働ける環境づくりを推進するとともに、多様な従業員の能力発揮・成長を通じて、マルチステークホルダーの期待に応えます。

LGBTQ+理解・支援

当社では、同性パートナーおよびその子供も家族と認め、休暇・慶事制度の適用対象とする等の社内制度を設けています。また、LGBTQ+等の性的マイノリティに関する社員の理解促進を図る研修等の実施や、アライ(支援社員)の輪の拡大に向けた取り組みを継続的に行っています。全国最大規模のイベント「東京レインボープライド」(TRP)への参加や各地のイベントへの寄付活動も行っており、これらの取り組みに対して評価指標「PRIDE指標」において、最高位「ゴールド」を2024年11月14日に3年連続で受賞しました。

work with Pride



健康経営の取り組み

当社では、社員の健康は本人・家族の幸福の基礎であるとともに、活力ある職場づくりにも不可欠であると考え、社員が心身ともに健康的に、安心して働ける職場環境を整えるため、健康経営を推進しています。社員の自立した健康管理を支援する取り組みとして、健康管理に関連する情報の定期的な配信、健康相談窓口の社内外への設置等を行っています。また、2022年6月に健康企業宣言を行い、2025年3月に「健康経営優良法人2025」に2年連続で認定されました。



人的資本経営の推進

社員を重要な資本として捉え、auフィナンシャルグループ共通研修ツールや当社固有の課題解消のための各種研修を通じた能力開発、適切な報酬体系やモチベーション向上のための人事制度見直し、社員と上司間での能力開発のためのオープンなコミュニケーションとフィードバック、柔軟な働き方実現によるワークライフバランスの推進、さらにDEI(ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン)を尊重した組織文化の構築等、様々な活動を通じて従業員の満足度や生産性を向上させ、組織の競争力向上を目指しています。

ワークライフバランス向上に向けた取り組み

社員のワークライフバランス向上が、社員の満足度やパフォーマンスを向上させるだけでなく、組織全体の生産性と競争力向上につながるものと考え、多様な勤務体制や休暇制度を設けて運用しています。

育児や介護と仕事を両立する社員等、多様な社員が活躍できるよう、短時間勤務、時差出勤、テレワーク活用による効率的な業務遂行が可能な環境を提供しています。

また、休暇制度においては、社員のライフスタイルに応じて半日単位・1時間単位で有給休暇を取得できる仕組みや、年次有給休暇に加えて社員が希望する時期に取得できる「ワークライフバランス休暇」を設ける等、ワークライフバランス向上に向けて取り組んでいます。

5

気候変動への対応

auフィナンシャルグループの目標(2030年度カーボンニュートラル達成)に向けて、各種手続きのペーパーレス化を含む省エネ・省資源活動に取り組めます。

当社では、保険商品のお申込みや保険金請求を、WEBやアプリを通じてオンラインでお手続きいただくことができます。また、保険証券やご契約のしおり(普通保険約款および特約)は原則として電子化し、ホームページ等でいつでもご確認いただくことができます。

これらに加え、社内業務のペーパーレス化を推進することで、省エネ・省資源の取り組みを進めています。

代表的な経営指標等

(単位:百万円)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	指標の解説
正味収入保険料	4,588	5,582	6,470	7,358	7,976	ご契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)及び受再保険料から、出再保険料、返戻金を控除し、さらに積立保険に係る積立保険料を控除したものです。
正味損害率	36.3%	30.9%	36.4%	26.9%	29.4%	正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、「正味収入保険料」で除した割合です。
正味事業費率	36.7%	46.7%	38.9%	49.5%	42.7%	損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額(保険引受に係る営業費及び一般管理費)を加えて、「正味収入保険料」で除した割合です。
保険引受利益	859	1,235	1,011	1,488	1,363	正味収入保険料等の「保険引受収益」から、正味支払保険金・損害調査費・満期返戻金等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、保険引受に係るその他収支を加減したものです。
経常利益	990	1,334	1,128	1,637	1,451	正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の「経常収益」から、正味支払保険金・満期返戻金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の「経常費用」を控除したものです。
当期純利益	851	1,273	728	1,111	961	「経常利益」に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものです。
単体 ソルベンシー・ マージン比率	1,790.3%	1,885.4%	1,936.9%	2,119.7%	2,242.6%	巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。通常200%以上あれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
総資産額	13,344	15,060	16,357	17,629	19,390	保有する現金・有価証券・貸付金などの資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」です。
純資産額	4,532	5,805	6,533	7,644	8,605	保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、「貸借対照表」上の「純資産の部合計」です。
その他 有価証券 評価差額	—	—	—	—	—	その他有価証券及び金銭の信託(その他有価証券に準じて処理する運用目的・満期保有目的以外のものに限る)の時価と取得原価の差額(いわゆる含み損益)から法人税等相当額を控除したものです。
不良債権の 状況	—	—	—	—	—	債権のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。債権の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、4つに区分されています。

注) 指標の解説は一般的な説明であり、当社の実態には一部あてはまらない場合があります。

品質向上活動

お客さまの声に対する取組

「お客さまの声」対応基本方針

「お客さまの声」を真摯に受け止め、迅速、的確に対応させていただくことはもちろん、より良い保険商品・サービスのご提供や利便性の向上、様々な面での業務の改善を通じた「お客さま本位の会社創り」に活用させていただいています。

「お客さまの声」対応基本方針

au損害保険株式会社は、コーポレートステートメントに基づき、すべてのお客さまの声に対して迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さま満足度の向上に寄与するため、以下の行動指針に沿って取組みを推進していきます。

1. 定義

(1)「お客さま」の定義

本方針における「お客さま」の定義は、「au損害保険株式会社のあらゆる活動に関わるお客さま」をいい、個人・法人等を問いません。

(2)「お客さまの声」の定義

本方針における「お客さまの声」の定義は、「お客さまから寄せられたすべての声(問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等)」とします。このうち、苦情の定義は、「お客さまからの不満足の表明」とします。

2. 行動指針

(1)基本姿勢

- ①全役職員は、お客さまから寄せられたすべてのお客さまの声に対して、迅速・適切・真摯な対応を行います。
- ②全役職員は、お客さまの声は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するために重要な情報である」と認識します。
- ③全役職員は、お客さまの声に関する情報を収集分析し、苦情の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

(2)お客さまの声対応管理態勢

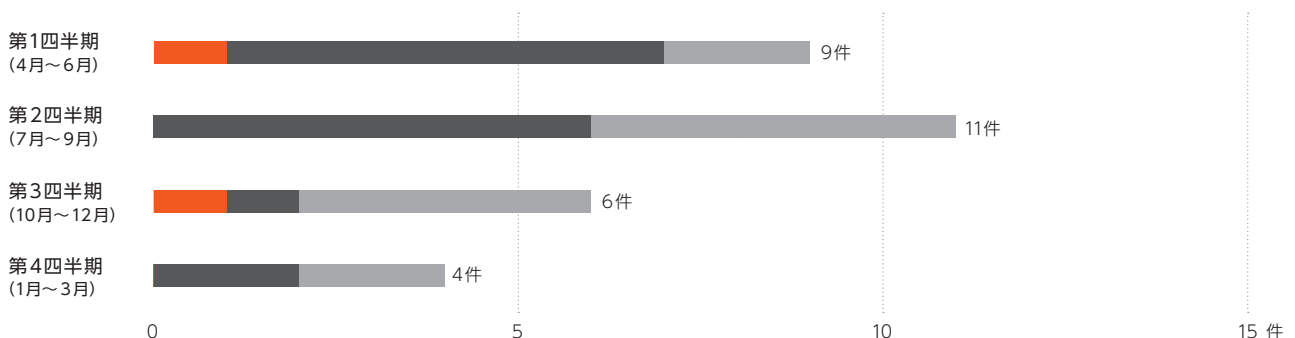
- ①お客さまの声の対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。
- ②お客さまの声の対応に関する取組みおよび個別具体的な対応については、必要に応じ規程またはマニュアルに詳細を規定します。

「お客さまの声」受付状況

2024年度の「お客さまの声」受付状況は以下のとおりです。

「お客さまの声」受付状況(2024年度)

■ 契約・募集 ■ 契約管理 ■ 保険金 ■ その他



「手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関」

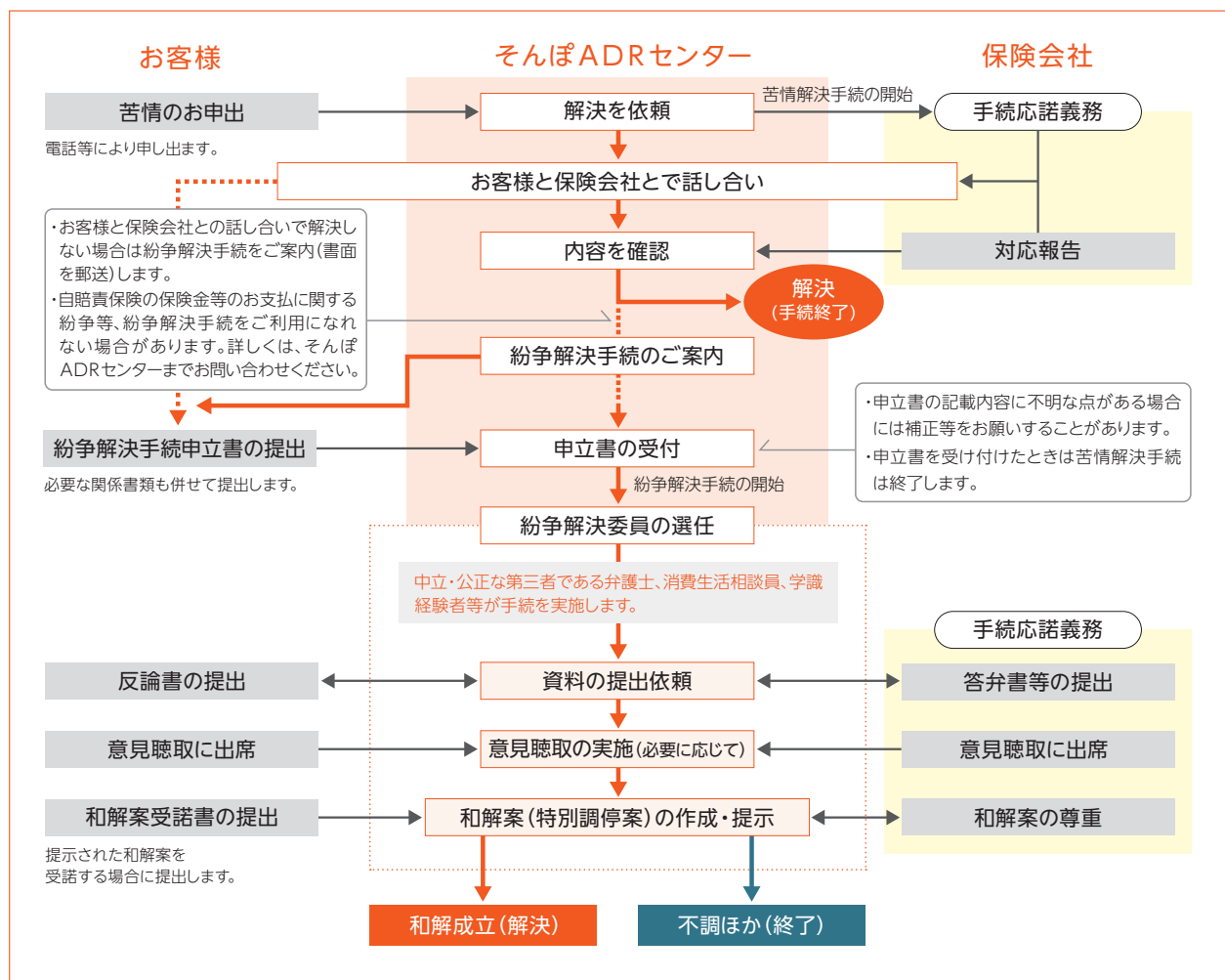
当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。同センターが受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

03-4332-5241 (全国共通)

※受付時間 平日AM9:15~PM5:00 (祝日および年末年始を除きます)

※携帯電話からもご利用できます。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 ▶ <https://www.sonpo.or.jp/>

勧誘方針

勧誘方針

保険法、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

お客様の立場に立った保険販売に努めます

- ・お客様に商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- ・お客様の商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めてまいります。
- ・商品の販売にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。
また、当社はインターネットを通じた販売を行っており、お客様にとって見やすく、わかりやすくご利用いただけるよう努めてまいります。

適正な業務運営に努めます

- ・お客様に関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- ・お客様のご意見、ご要望等を、商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- ・万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品の内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- ・保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

個人情報保護

お客様の情報の取扱いに係る基本方針(プライバシーポリシー)

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます)」、その他の関連法令・ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、社員等への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるように取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善します。

1. 個人情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得・利用します。

当社では、主にパソコン、モバイル端末、および書面等を利用した、保険の申込、契約書、保険金請求書、取引書類、キャンペーン、およびアンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報(下記9.の個人番号および特定個人情報を除きます)を取得することがあります。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報を除きます。下記9.をご覧ください)を、次の目的および下記6.に掲げる目的(以下「利用目的」といいます)に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、ホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 保険契約の申込みに係る引受の審査、引受および履行
- (2) 万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い
- (3) 保険契約の維持・管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求およびそれらのために引受保険会社等（海外にあるものを含みます）に個人情報の提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます）
- (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
- (6) 当社が取り扱う商品の案内または提供、代理、媒介、取次、管理ならびに当社のサービスの案内、提供、管理
 - ・ 当社が案内、提供する商品・サービス
 - * 損害保険 * リスクマネジメントサービス * その他、金融商品・リスク関連サービス
 - * その他、上記商品・サービスに付帯・関連するサービス
- (7) 当社のグループ会社であるKDDI株式会社およびそのグループ会社（※1）が取扱う商品・サービスの案内
 - ・ KDDI株式会社が取扱う商品・サービス
 - * 移動通信事業 * 固定通信事業 * インターネット関連事業 * コンテンツ・メディア事業
 - * CATV事業 * 金融事業に付帯・関連する商品・サービスに関する情報

（※1）KDDI株式会社のグループ会社はKDDI株式会社のホームページ(<https://www.kddi.com/corporate/group/>)をご覧ください。
- (8) 提携先・委託先等の商品・サービスの案内・提供
- (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- (10) 当社が有する債権の回収
- (11) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融に係る商品・サービスの開発・研究
- (12) 他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等における、委託された当該業務の適切な遂行
- (13) その他、お客さまとのお取引等の適切かつ円滑な履行

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- (1) 当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。下記9.をご覧ください）を提供しません。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先（海外にあるものを含みます）に提供する場合
 - ③ 個人情報保護法第27条第2項に基づく手続（いわゆるオプト・アウト）を行って第三者に提供する場合
 - ④ グループ各社、損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記6.をご覧ください）
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合（個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。）には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

4. 個人関連情報の第三者への提供

- (1) 当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者が当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することの同意を得ていることを確認しないで、当該情報を提供しません。
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等）について確認・記録します。

5. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ（下記9.の個人番号および特定個人情報を含みます）の取扱いを外部（海外にあるものを含みます）に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています。

- ①保険契約の募集、損害調査に関わる業務
- ②保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- ③情報システムの開発・保守・運用に関わる業務

6. 個人データの共同利用

（1）auフィナンシャルホールディングスグループとの共同利用

auフィナンシャルホールディングス株式会社がグループ全体の経営管理やリスク管理を行うため、また、当社およびグループ各社がグループ各社の各種商品・サービス等の提供を行うため、個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。下記9.をご覧ください）の共同利用を行います。

なお、各種商品・サービスのご提案等に関する共同利用につきましては、お客さまからの停止のご要請があった場合、以後の共同利用を停止いたします。

【個人データの項目】

- ①お客さまおよびお客さまのご家族等の以下の情報
 - ・属性情報（氏名、住所、生年月日、連絡先、職業等）
 - ・財務情報（収入、支出、資産、負債等）
- ②お客さまがグループ各社と行った取引の情報（商品・サービスの種類、契約日、取引金額・残高・期日、保険事故に関する内容等）
- ③グループ各社がお客さまとの取引を管理するために必要な情報（口座番号等の管理番号、取引記録、融資等の取引実施時の判断に関する情報等）

【共同利用者の範囲】

共同利用するグループ会社の範囲は、auフィナンシャルホールディングス株式会社ならびに同社の連結子会社および持分法適用会社のうち、個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく对外告知を実施済みの会社です。

【共同利用者の利用目的】

- ①各種リスクの把握および管理等、グループとしての経営管理および各種リスク管理の適切な遂行のため
- ②グループ各社が提供するより高品質の各種金融商品やサービスの企画・開発のため
- ③グループ各社の各種金融商品やサービスに関する個別のご提案やご案内のため

【個人データの管理責任者の名称等】

名称 au損害保険株式会社
住所 東京都港区虎ノ門1丁目2番13号
代表者 中井 武志

（2）KDDIグループとの共同利用

【個人データの項目】

当社は後掲の「【共同利用者の利用目的】」を達成するためにパーソナルデータを利用します。例として、利用するパーソナルデータには以下の情報が含まれます。より詳細な具体例はKDDI株式会社のホームページ(<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/annex2/>)をご覧ください。

- ①基本情報 ②利用情報 ③位置情報 ④各事業および代理業で取得した情報 ⑤外部から取得した情報
- ⑥端末情報 ⑦その他、お客さまからの同意に基づいて取得する情報

なお、位置情報の利用にあたってはお客さまから個別の同意を取得することがあります。

個人情報保護法において「要配慮個人情報」と定められている情報を取得する場合には、別途、お客さまの同意を得たうえで、当該情報を取得します。

【共同利用者の範囲】

KDDI株式会社ならびにKDDI株式会社の子会社および関連会社等のうち、KDDI株式会社が定めるプライバシー・データガバナンスの条件を満たし、かつお客さまにより良いサービスを提供するために個人データの提供が必要と判

断した会社(※)

※該当する企業は以下ページに記載し、随時更新いたします。

▶共同利用先一覧

KDDI株式会社のホームページ

(<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy-portal/cooperation/jointly-utilize/#list>)をご覧ください。

※またデータガバナンスやデータ連携の考え方については以下のページもご参照ください。

▶データ連携の考え方

KDDI株式会社のホームページ

(<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy-portal/cooperation/jointly-utilize/#action>)をご覧ください。

※なお、当該範囲の企業との共同利用について、共同利用する個人データおよび目的については、お客さまにサービス提供をするために必要な情報が含まれており、他の規約や同意事項等に相反する内容があった場合には、当該共同利用が優先されます。

【共同利用者の利用目的】

[1]当社は、取得したパーソナルデータを、以下の利用目的を達成するために必要な範囲で利用します。利用目的の具体例はKDDI株式会社のホームページ(<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/annex1/>)をご覧ください。なお、当社によるパーソナルデータの利用は、当社の各事業分野においてお客さまに提供するサービスにおける利用の他、当該各サービス間で相互に利用することを含みます。

- ①お客さまにサービス・商品等に関するお知らせその他の情報を提供するため
- ②サービス・商品の提供のため
- ③サービス・商品の利用状況を調査・分析するため
- ④サービス・商品を安定してお届けし続けるため
- ⑤お客さまからの問い合わせに対応するため

[2]当社は、パーソナルデータの利用、第三者提供その他の取扱いにあたり、お客さまからあらかじめ同意を得ることがあります。また、法令により認められる範囲で、お客さまからの同意を得ることなく、パーソナルデータを本項[1]に定める利用目的以外の目的のために利用し、また第三者に提供することがありますが、その場合も当社はお客さまの権利利益に十分に配慮します。

[3]なお、利用目的を変更する場合は、変更後の利用目的についてお客さま本人に通知あるいは当社ホームページ等にて公表いたします。

[4]当社はお客さまとの各種契約が終了した後においても、本項[1]に定める利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。

【個人データの管理責任者の名称等】

名称 au損害保険株式会社

住所 東京都港区虎ノ門1丁目2番13号

代表者 中井 武志

(3) 損害保険業界の情報交換制度

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

(4) 代理店等情報確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や社員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

7. 信用情報のお取り扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（個人であるご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます）から提供を受けた情報であって個人であるご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

8. センシティブ情報のお取り扱い

当社は、個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、学研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは個人情報保護法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ①保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報取得、利用または第三者提供する場合
- ②相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ③保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④法令等に基づく場合
- ⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑦国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

9. 特定個人情報等のお取り扱い

番号法にて定められている個人番号（いわゆる「マイナンバー」）のことをいいます）および特定個人情報は、同法で限定的に明記された目的以外のために取得および利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記6.の共同利用も行いません。

10. 開示、訂正等のご請求

（1）ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、当社ホームページ（<https://www.au-sonpo.co.jp>）にあるお客さま専用ページをご確認いただくか、同ホームページのお問い合わせフォームからのメール、または、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。また、事故に関するご照会については、同じく「au損保事故受付デスク」（フリーコール0077-78-0365 受付時間：24時間365日）にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただくうえで、対応させていただきます。

（2）個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ（上記9.の個人番号および特定個人情報を含みます）に関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、当社ホームページ「個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の開示等のお手続き」を参照のうえご請求ください。当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただき、後日、原則として書面または電子データで回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

11. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取扱う個人データ（上記9.の個人番号および特定個人情報を含みます）の漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

個人データの安全管理措置に関しては、別途「お客さま情報管理規程」その他の社内規程において具体的に定めていますが、その内容は主として以下のとおりです。

①基本方針の整備

個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問および苦情処理の窓口」等について本方針を策定し、必要に応じて見直しています。

②個人データの安全管理に係る取扱規程の整備

個人データの取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等についての規程を整備し、必要に応じて見直しています。

③組織的安全管理措置

- ・個人データの管理責任者等の設置 ・就業規則等における安全管理措置の整備
- ・個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用 ・個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
- ・個人データの取扱状況の点検および監査体制の整備と実施 ・漏えい事案等に対応する体制の整備

④人的安全管理措置

- ・社員との個人データの非開示契約等の締結 ・社員の役割・責任等の明確化
- ・社員への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練 ・社員による個人データ管理手続の遵守状況の確認

⑤物理的安全管理措置

- ・個人データの取扱区域等の管理 ・機器および電子媒体等の盗難等の防止
- ・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 ・個人データの削除および機器、電子媒体等の廃棄

⑥技術的安全管理措置

- ・個人データの利用者の識別および認証 ・個人データの管理区分の設定およびアクセス制御
- ・個人データへのアクセス権限の管理 ・個人データの漏えい・毀損等防止策
- ・個人データへのアクセスの記録および分析 ・個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析
- ・個人データを取り扱う情報システムの監視および監査

⑦委託先の監督

個人データの取扱いを委託する場合には、個人データを適正に取り扱っている者を選定し、委託先における安全管理措置の実施を確保するため、外部委託に係る取扱規程を整備し、定期的に見直しています。

⑧外的環境の把握

個人データを取り扱う国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。

安全管理措置に関するご質問については、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

12. 外国における情報の取扱い

当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託する場合、以下の安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、委託先における個人データの安全管理措置に相当する措置(以下、相当措置といいます)を義務付けた委託契約を委託先との間で締結します。

(1)以下の項目について年に1回、定期的に書面等により確認を行います。

- ア. 移転先の第三者による相当措置の実施状況
- イ. 移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無

(2)相当措置の実施に支障が生じた際には、是正を求め、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、当該個人データの提供を停止します。

(3)委託契約では、委託契約の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講じる旨、従業員に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託が必要な場合の事前承諾、個人データの第三者提供の禁止等を定めます。

(4)海外にある外部への個人データの取扱いの委託に関するご質問については、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

13. 仮名加工情報の取扱い

(1)仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

14. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行います。

①法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと

②法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

③作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること

④作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

15. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報(上記9.の個人番号および特定個人情報を含みます)の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

当社からのダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ただし、満期案内や保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は停止対象とはなりませんのでご了承ください。

申し込まれている当社メールマガジン(Eメール)の配信停止をご希望される場合は、お客さま専用ページよりお手続きください。

au損害保険株式会社

ホームページアドレス <https://www.au-sonpo.co.jp>

電話 03-6758-7373 (本社大代表) 所管部署をご案内します。(受付時間:午前9時~午後5時半 土日祝祭日・年末年始を除く)

なお、ご契約内容のお問い合わせにつきましては以下にお願いいたします。

au損保カスタマーセンター

フリーコール 0800-700-0600 (受付時間:午前9時~午後6時 年末年始を除く)

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター東京 (損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470 (受付時間:午前9時~午後5時 土日祝祭日・年末年始を除く)

ホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp>

情報開示

ディスクロージャー基本方針

ディスクロージャー基本方針

(2019年7月2日改定)

当社は、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行ってまいります。

1. 情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行ってまいります。

2. 情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示していきます。

＜情報開示に関する主な項目＞

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、海外事業、システム、社会貢献、環境取り組み、グループ会社関連

3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、インターネットホームページ、ニュースリリースなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行ってまいります。

当社をさらにご理解いただくために

公式ホームページ

当社の商品・サービスを中心にご案内するサイトです。パソコンはもちろん、スマートフォンでの視認性、操作性を強化して、より皆さまにご理解いただけるよう画面設計しております。

- ・「会社情報」では、トップメッセージ、会社概要等を、「au損保からのお知らせ」では、ニュースリリースやトピックスといった当社の取り組み・活動状況をご紹介します。
- ・お申込みに関する情報を掲載するとともに、事故のご連絡、各種手続き等もこちらから承っております。

<https://www.au-sonpo.co.jp>

お客さま専用ページ

いつでもご契約内容確認、各種変更手続きやお問い合わせが可能なご契約者さま向けのページです。



コーポレート・ガバナンスの状況

内部統制システムに関する基本方針

当社は、「KDDI(株)基本理念」および「MS&ADインシュアランスグループ経営理念」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と発展を実現するため、以下のとおり透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、当社、KDDIグループ全体およびMS&ADインシュアランスグループ全体の企業価値の向上に努めていく。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンスに係る規程を整備し、すべての役職員が常に念頭におくべきコンプライアンスの基本原則と具体的な行動指針を徹底する。
- (2) コンプライアンスに係る基本方針および実行計画等の重要課題に対する審議・検証および提言を行う業務品質・コンプライアンス委員会を設置し、定期的に進捗状況を取締役会に報告する。
- (3) 全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括するために、コンプライアンスを統括する部門を設置し、被監査部門から独立した内部監査部門と連携の上、コンプライアンスの徹底状況を監査する。
- (4) コンプライアンス・プログラムを取締役会で決議し、進捗管理と見直しを行うとともに、社内に徹底する。
- (5) 当社の役職員が、法令または社内ルール等の違反の疑義を発見した場合の報告ルートを決めるとともに、通常の報告ルートのほかに、コンプライアンスを統括する部門および外部の弁護士事務所宛に通報できる内部通報制度を整備する。
- (6) 反社会的勢力に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (7) コンプライアンス・マニュアル等を活用し、あらゆる機会を捉えて、コンプライアンスに係る社員教育を徹底する。
- (8) アームズ・レングス・ルールおよびその他のファイヤーウォールを適切に機能させるための体制を整備する。
- (9) お客さま情報管理に関する基本方針を定め、個人情報の適切な取扱いおよび安全管理措置を徹底するための体制を整備する。
- (10) 利益相反管理に関する基本方針を定め、利益相反管理のための体制を整備する。
- (11) 取締役会規程を決めるとともに、取締役会の決議事項等は不断の見直しを行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会は、文書(電磁的媒体の記録を含む)管理に関する規程を制定し、職務の執行に係る情報を文書に記録し、保存する。
- (2) 取締役および監査役は、文書管理に関する規程に基づき、これら文書を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する方針を定め、リスク管理方針・全社的リスク管理のための規程を制定し、経営に重要な影響を与えるリスクに関する基本方針等を定める。
- (2) 具体的なリスク管理規程をリスクカテゴリー等により個別に作成し、必要に応じ随時見直す。
- (3) リスク管理の実効性を確保するための委員会を設置し、各種リスク管理および統合リスクに関する重要事項について審議する。
- (4) 取締役会は、上記委員会での審議を踏まえ、各種リスクに係る管理・運営方針を決定する。
- (5) 大規模自然災害等の事業継続に重大な影響を与えるリスクに関しては、危機管理に関する規程を整備するとともに平時および有事における管理体制を構築する。
- (6) 管理すべきリスクを明確化するとともにその所在を的確に把握し、リスクの性質に応じた適切な管理を行う。
- (7) リスク情報はリスク統括部門において一元的に管理し、必要に応じて取締役会等に報告される態勢を確保する。
- (8) 内部監査部はリスク統括部門と連携し、リスク情報を踏まえた実効性の高い業務監査の実施に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度により、業務執行と重要事項の決定および監視・監督の機能分化を図り、取締役の責任を明確にする。
- (2) 取締役会は毎月1回定例で開催するほか必要に応じて臨時で開催するとともに、経営戦略等に係る重要事項については経営会議を定例開催して事前協議のうえ、取締役会に付議・報告する。

- (3) 取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程等を整備し、取締役、執行役員の職務分担および意思決定の基準の明確化を図るとともに、各部門への合理的な権限付与を通じて取締役の職務遂行の効率性を確保する。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

- (1) ディスクロージャーに関する基本方針を定め、当社に関する財務情報および非財務情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。
- (2) 取締役会は、法令等に基づく情報開示に関して、財務報告における適正性の確保および内部統制の有効性評価を検証する体制を整備する。

6. 当社並びにその親企業等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、auフィナンシャルホールディングス(株)策定の「グループ会社管理規程」およびあいおいニッセイ同和損害保険(株)策定の「国内関連会社管理基準Ⅱ」に則り、経営の独立性を損なわない範囲で、経営上重要な方針・計画やリスク情報・開示情報の迅速な伝達体制を構築する。
- (2) 当社は、関連会社等との取引および業務提携等について、アームズ・レングス・ルールおよびその他のファイヤウォールを適切に機能させるための体制を整備する。

7. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
- ① 取締役会は、監査役の求めにより監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置する。
 - ② 監査役補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等人事に関わる事項については、監査役の同意を必要とする。
- (2) 監査役への報告に関する体制
- ① 取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかにこれに対応するものとする。
 - ② 取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。
 - ③ 取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況および内容を遅滞なく監査役会に報告する。
 - ④ 監査役は、上記の他、適時かつ確に重要情報を得るため、経営会議その他の重要会議に出席できることとする。
- (3) 取締役と監査役は、定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
- (4) 取締役は、監査役が必要と認めたときは、弁護士、公認会計士等、外部専門家との連携を図る環境を整備する。
- (5) 取締役は、監査役と内部監査部門および会計監査人との定例的会合実施の環境を整備する。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 当社は、内部監査に関する基本方針を定め、効率的かつ実効性ある内部監査を実施するための体制を整備する。
- (2) 当社は、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社の全ての業務活動を対象として内部監査を実施する。
- (3) 取締役会は、内部監査規程を制定し、内部監査に係る基本的事項(内部監査の目的・対象、内部監査部門の独立性や業務・権限・責任の範囲、情報入手体制、報告体制等)を定める。
- (4) 取締役会は、内部監査に関する基本方針に則り被監査組織のリスク評価結果等を踏まえた上で、年度の内部監査計画を策定する。
- (5) 当社は、内部監査計画を適切に遂行するため、適切な人材を配置する。
- (6) 内部監査部門は、監査の実施後、被監査組織に(必要に応じ関係部門へも)内部監査結果を通知して是正・改善を求め、対応状況を確認するとともに、内部監査結果等を取締役会および監査役に報告する。

内部統制システムの運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めており、業務の適正を確保するための体制の運用状況について、年1回自己点検を行い、その結果を取締役に報告しています。

当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、コンプライアンスに関する各種規程・マニュアルを策定しています。また、不祥事件の受付・届出件数や内部通報制度の運用実績、コンプライアンス・プログラムの進捗状況など、コンプライアンスに係る重要事項について審議・検証を行う業務品質・コンプライアンス委員会を設置し、2024年度は8回開催しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会、経営会議等に関する議事録、その他会社情報管理規程に定める文書およびその他の情報等について、適切に管理されていることを確認しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社に内在する各種リスクを把握し、統合リスク管理を適切に行うためにリスク管理部門および統合リスク・収益管理委員会を設置しています。2024年度は統合リスク・収益管理委員会を12回開催し、リスクおよびリスク管理状況をモニタリングしています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会および経営会議の適切な運営を通じ、迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立をはかるべく、執行役員制度を導入し、経営意思決定および監視・監督機能と業務執行の機能を分離した経営体制を構築しています。

2024年度は取締役会を16回、経営会議を15回開催しています。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社は、持株会社によるグループ全体の有効性評価を踏まえ、当社の内部統制取り組みの評価および期中に発生した不備と是正状況等を取締役に報告しています。

6. 当社並びにその親企業等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社との間で締結している経営管理契約・経営および業務運営に関する覚書において、親会社の承認事項および報告事項を定め、適切な運用を確保しています。

また、関連会社とのアームズ・レングス・ルールを厳格に運用しています。

7. 監査役監査の実効性を確保するための体制

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役会議長と協議の上、監査役業務補助者として適切な人材を1名(兼務使用人)配置しています。

(2) 監査役への報告に関する体制

取締役および執行役員は「取締役規程」「執行役員規程」に定められている報告義務の重要性を認識し、職務執行を行っています。当社の役職員が監査役等へ直接通報可能な内部通報制度を運用するとともに内部通報制度の状況等について、定期的に監査役へ報告されていることを確認しています。

(3) その他

当社は、監査役が取締役会のほか、経営会議や各委員会へ出席しています。また、代表取締役社長と監査役会との意見交換会を2024年度は2回実施しています。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、効率的かつ実効性のある内部監査に向けた内部監査計画にもとづき、当社のすべての業務活動を対象として、内部監査を実施しています。また、内部監査部門は、内部監査の結果を取締役会、監査役へ定期的に報告しています。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはKDDIグループの金融機関、ならびにあいおいニッセイ同和損害保険株式会社とその子会社等の金融機関(以下「当社等」といいます。)が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 対象取引およびその類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下「対象取引」といいます。)とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。

- ①お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
- ②お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- ①対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ③対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
- ④対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

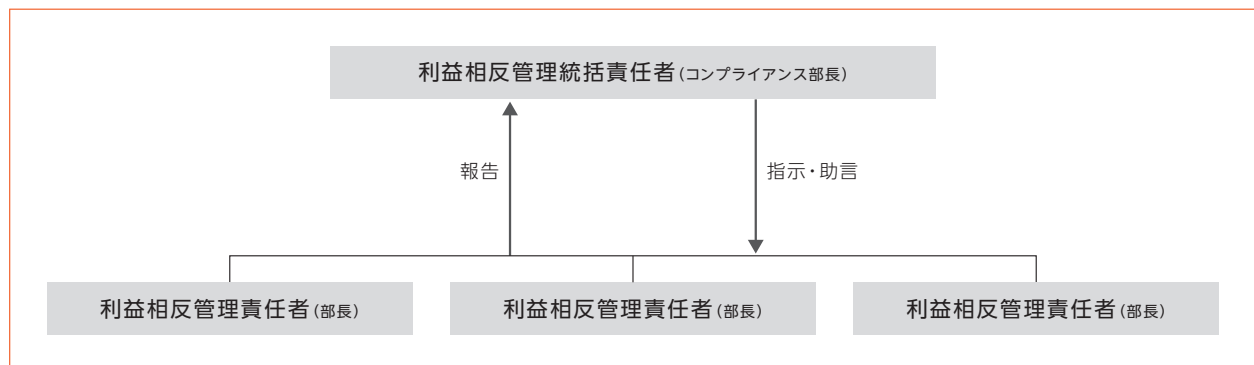
また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されないことのないように努めます。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社および以下の金融機関です。

- ①KDDIグループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行うもの
- ②あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、およびその子会社、関連会社のうち、保険業その他の金融業を行うもの

利益相反管理体制図



コーポレート・ガバナンス体制

当社は監査役設置会社であり、経営意思決定と監督機関の機能分担を明確にした経営体制を構築しています。2025年6月末日現在の経営体制は、取締役6名、監査役3名で構成されています。

取締役会

取締役会は、取締役6名で構成され、当社の経営方針や経営戦略上の重要なテーマについての意思決定ならびに業務執行の監督を行い、毎月1回の定時開催に加えて随時開催しています。また、監督機能の強化と適正かつ迅速な経営意思決定の確保に向け、取締役会の諮問委員会として、業務品質・コンプライアンス委員会、統合リスク・収益管理委員会を設置しています。

・業務品質・コンプライアンス委員会

「お客さま本位の会社」実現に向け、お客さま接点の業務品質の向上および適正な業務運営の推進等を目的として取締役会の諮問事項ならびに全社共通および部門横断の重要課題に関する付議事項について審議・検証および提言を行います。

・統合リスク・収益管理委員会

経営の健全性確保および収益性向上に向け、リスク管理、危機管理および収益管理に関する付議事項について審議・検証および提言を行います。

監査役会

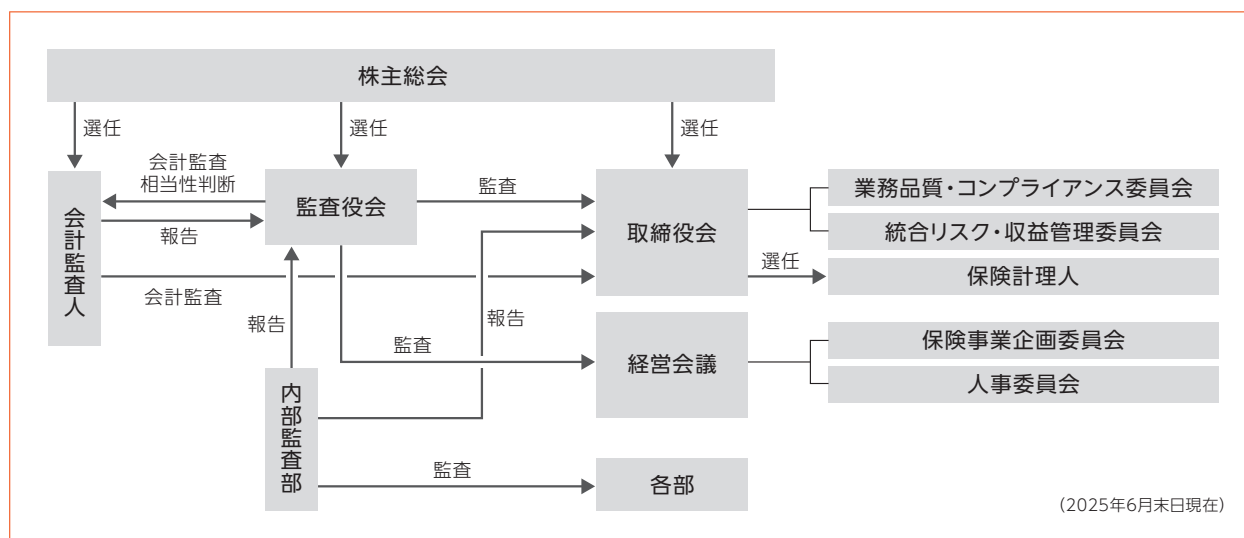
監査役会は3名（うち社外監査役2名）で構成され、監査役は監査役会を定期開催し、監査方針や方法等の決議を行うほか、監査に関する重要事項についての報告・協議を行うとともに、取締役会をはじめ、経営会議や各種委員会といった重要な会議へ出席し、意見を述べる等、法令に定められた監査に加え、取締役の業務執行の監査を行っています。また、監査役は内部監査部門（内部監査部）および外部監査部門（会計監査人）と定例会議を開催し、情報・意見交換を行う等、連携して監査・検査内容の向上に努めています。

経営会議

業務執行に係る重要な事項の協議・決定を行う会議体として経営会議を設置しています。

経営会議は、毎月原則1回の定例開催に加えて、必要に応じて随時開催しています。また、重要な政策課題別に人事委員会、保険事業企画委員会を設置しており、経営会議および担当役員の諮問事項のほか、全社共通および部門横断の重要課題について審議・検証および提言を行い、必要に応じて担当部門が経営会議等へ付議しています。

コーポレート・ガバナンスの体制図



非常勤取締役および非常勤監査役との関係(2025年6月末日現在)

非常勤取締役3名のうち2名はauフィナンシャルホールディングス株式会社の取締役であり、1名はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の理事であります。また、非常勤監査役2名のうち1名はKDDI株式会社のグループ会社、1名はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社のグループ会社監査役であります。

当社との主な関係については、auフィナンシャルホールディングス株式会社は、KDDI株式会社の100%子会社であり当社発行済株式総数の51.0%を保有し、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、当社発行済株式総数の49.0%を保有する大株主であります。そして当社は、両株主より継続的に経営指導、業務支援を得ております。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力との関係遮断に努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保するため、以下を当社の反社会的勢力に対する基本方針として掲げています。

反社会的勢力に対する基本方針

1. au損害保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。
また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

コンプライアンス

コンプライアンス基本方針

コンプライアンス基本方針(抄)

当社はコンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつと位置付け、すべての役員・社員が企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定めます。

○基本的な考え方

- (1) 当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立します。
- (2) コンプライアンスとは、「当社の事業活動に関連するすべての法令、主務官庁が定める監督指針・ガイドライン等および当社が定める社内規定(以下これらを「法令等」といいます)を遵守し、社会の期待と要請に応えるため誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とします。

コンプライアンスの推進

コンプライアンス推進体制

取締役会の諮問機関として「業務品質・コンプライアンス委員会」を設けており、コンプライアンス統括部門であるコンプライアンス部を中心に、コンプライアンスに関する全般的な推進を行っています。

また、募集文書についても、コンプライアンス部が、関連各部門と連携を図りながら一元的に審査・点検を行っています。

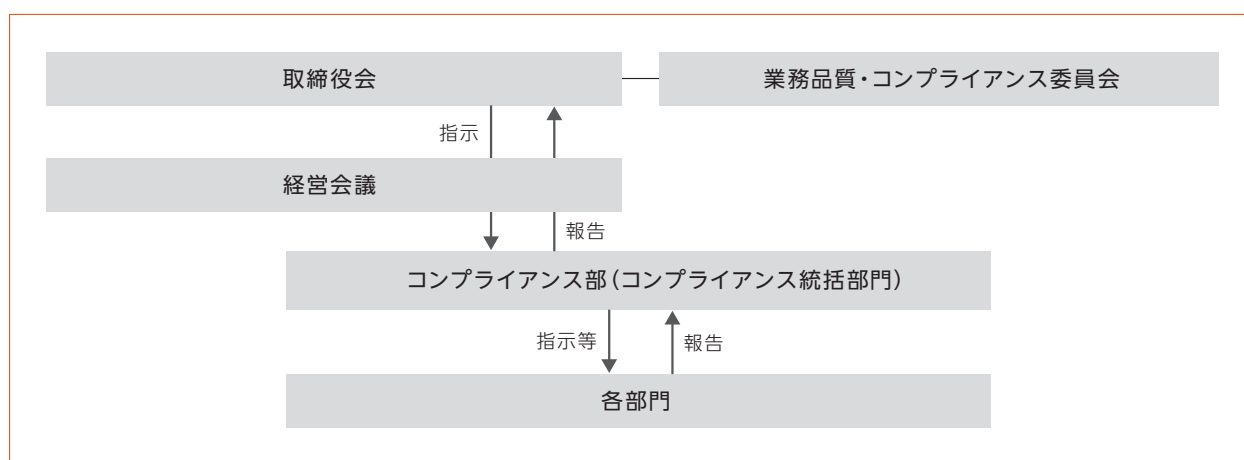
コンプライアンス・プログラムと研修

具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で策定し、この計画に沿って法令等遵守の活動に取り組んでいます。

入社時からコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス・マニュアルの活用により実効性を高めています。

自主点検、代理店への点検・監査を通じて不適正事案・不祥事件の未然防止、早期発見と改善に努めています。

コンプライアンス体制

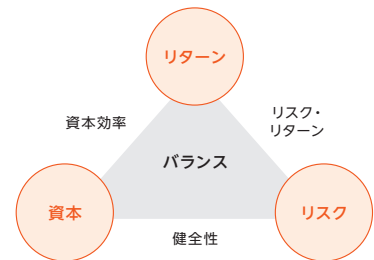


リスク管理

ERM経営推進の取り組み

当社はERM経営の推進に向けて、「リスク選好方針(*1)」を定め、健全性、収益性、資本効率のバランスに係る基本的な考え方を明確化するとともに、この「リスク選好方針」に連動した「経営計画」を策定・遂行しています。さらに、「リスク選好方針」と「経営計画」に整合的なリスクリミット(*2)の設定・管理やリスク・リターン指標(*3)のモニタリング等を通じてリスク選好の状況を検証し、必要に応じて経営計画等の見直しを実施しています。このERMサイクル(経営のPDCAサイクル)を推進することで企業価値の拡大を目指すとともに、ERMに関する審議・検証機関として「統合リスク・収益管理委員会」を設置し、ERM態勢の強化を図っています。

- (*1) 目指すべきリスク・リターン・資本のバランスを定義するもので、どのようなリスクをどの程度とるのかといった、リスクの取得方針を定めています。
- (*2) 過度なリスクテイクにならないように設定するリスクの許容水準のことで、リスクがこの範囲内に収まるように管理しています。
- (*3) 取得しているリスクに対して、どれだけリターンが得られているかを示す指標をいいます。



リスク管理

当社はリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、多様化・複雑化する経営上のリスクを正確に把握・評価し、適切に管理することによって経営の健全性確保に努めています。

リスク管理方針

auフィナンシャルホールディングス社のリスク管理に関する考え方・体制、MS&ADインシュアランスグループの「リスク管理基本方針」等を踏まえ、取締役会で「リスク管理方針」を制定し、リスク管理を行っています。

リスク管理体制

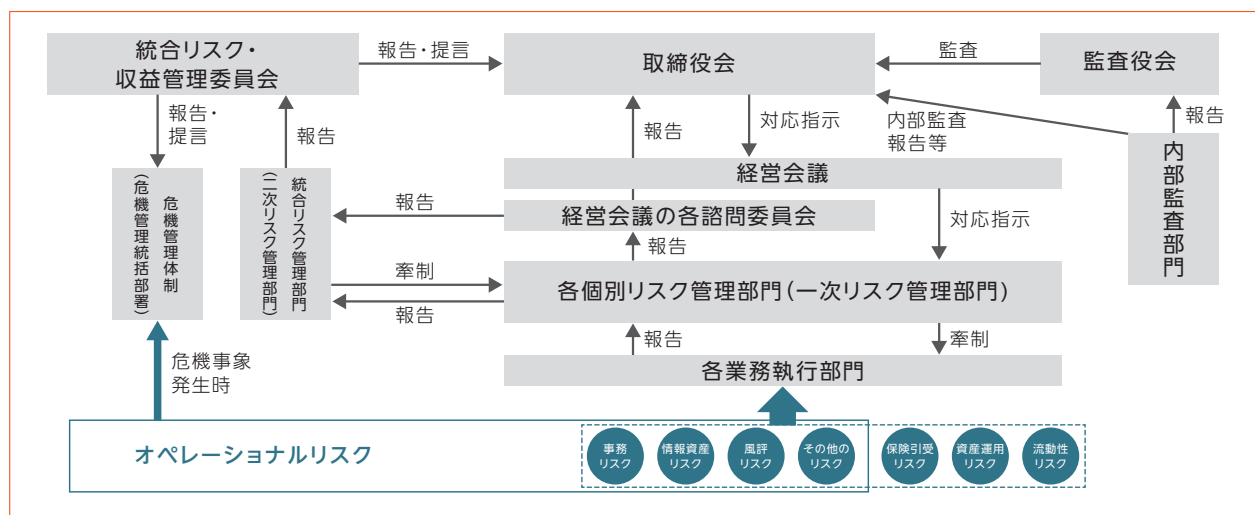
当社全体のリスク管理全般を監督し統合的なリスク管理を行うために、統合リスク管理部門と統合リスク・収益管理委員会を設置しており、重要なリスク情報は統合リスク・収益管理委員会での審議を通じ、取締役会へ報告する体制としています。

また、リスク管理を適切に行うために3つの防衛線を持つ「3ラインディフェンス」態勢を構築しています。

第一の防衛線は一次リスク管理部門と業務執行部門が担い、一次リスク管理部門は業務執行部門が所管する業務に係るリスクをコントロールし、把握したリスクやリスク管理の状況について二次リスク管理部門や経営等に報告します。

第二の防衛線は二次リスク管理部門が担い、一次リスク管理のモニタリングを行います。また、二次リスク管理部門は統合リスク管理部門として定量・定性両面から統合リスク管理を行い、その結果を統合リスク・収益管理委員会、取締役会に報告します。

第三の防衛線は内部監査部門が担い、第一および第二の防衛線で実施されているリスク管理プロセスの有効性を評価し、取締役会に報告します。



統合リスク管理

当社では、定量・定性両面から当社全体のリスクの状況を管理する統合リスク管理を行っています。

<定量的な管理>

保険引受リスク等を確率論的手法により計量化し、これらを会社全体のリスク量として統合の上、資本と対比することにより、資本が十分に確保されているかどうかを把握・管理しています。また、リスク量を適正な水準に制御するため、各リスクカテゴリーにリスクリミットを設定しています。

さらにストレステストとして、経営環境の著しい変化を想定して、ストレス発生時の影響の確認を行っています。

<定性的な管理>

当社のリスク特性や外部環境の変化等を踏まえ、想定されるリスク(エマージングリスク(*4)を含む)を洗い出し、経営への影響度から重点的に対応するリスクを明確にするとともに、その影響度に応じたリスク管理取組計画を策定し、取組状況等のモニタリングを行っています。

(*4)現時点では大きな脅威ではないが、中期的に当社経営に影響を与える可能性のあるリスク、および現時点では当社経営への影響の大きさや発生時期は不明であるが、認識しておくべきリスクをいいます。

主要なリスクとその管理方針

<保険引受リスク>

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生状況が保険料設定時の予測に反して大幅に変動し、損失を被るリスクをいいます。当社では、保険商品別の収支状況やリスクの特性を把握・分析し、適切な保険料率の設定・運営を行うとともに、適切な再保険(*)を設定すること等によりリスク管理を行っています。

(※)再保険について

(1)再保険とは

保険会社は、保険金支払責任を果たし、事業の安定化を図るために、保険金支払い責任の全部または一部を他の保険会社に転嫁して、リスクの平準化と分散化を行っています。このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、他の保険会社にリスクを転嫁することを「出再」、リスクを引き受けることを「受再」といいます。

(2)再保険方針

当社は、経営の健全性維持のために、保険引受リスクの適正な管理・保険成績の安定化の視点から保有・出再方針を定め、再保険を手配しております。

再保険の手配にあたっては、主要格付機関による格付けをベースに策定した当社取引相手会社信用度基準を遵守し、信用度の高い出再先の選定を行っています。

なお、当社においては受再は行っておりません。

<資産運用リスク>

資産運用リスクとは、保有する資産および負債の価値が変動することにより損失を被るリスクをいいます。当社では、「市場リスク」「信用リスク」「不動産リスク」の3つに分類し、将来の債務履行が可能となるような適切な資産を十分に保有することで、資産の健全性と安定的な収益性を確保できるように努めています。

<流動性リスク>

流動性リスクは、「市場流動性リスク」と「資金繰りリスク」の2つに分類されます。当社では、流動性資産を十分に保有するとともに、資金の流入の動向を踏まえ、適切な資金繰り管理を行っています。

<オペレーショナルリスク>

オペレーショナルリスクとは、役職員等が事務ミス・事故・不正等を起こす、または災害等の外部要因等により損失を被るリスクをいいます。当社では、「事務リスク」「情報資産リスク」「企画・開発リスク」「法務リスク」「事故・災害リスク」「風評リスク」「人的リスク」「外部委託リスク」の8つに分類し、各種規程・マニュアル等の整備、および各部門における自主点検や研修の実施等により管理態勢を整備し、リスクの軽減に努めています。

危機事象発生時の対応体制

当社は、大規模自然災害やサイバー攻撃等の危機事象発生時における対応体制を整備するとともに、当社事業等に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合には、危機拡大防止に努め、お客さま対応に係る業務継続に経営資源を集中いたします。

また、危機管理態勢の実効性確保のため、平時から教育訓練等を通じて検証ならびに見直しを行い、対応体制構築に努めています。

内部監査および社外監査・検査

内部監査

当社の「内部監査基本方針」に基づき、内部監査態勢を整備・強化し、他部門から独立した立場で内部監査を実施する内部監査部を設置しています。内部監査は、経営目標の効果的な達成および会社の持続的成長と企業価値向上に資することを目的として、内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、課題の改善に向けた提言を行っています。

内部監査の対象は、当社におけるすべての業務活動です。内部監査部は、これらの監査対象に係るリスクの状況を評価し、各年度の「内部監査計画」を策定して、取締役会がこれを決定しています。

内部監査部は、取締役会が決定した「内部監査規程」および「内部監査計画」に基づき、部室等の部署ごとに行う内部監査や、特定の業務領域等を対象として組織横断的に行う内部監査、資産の自己査定手続に関する内部監査を実施しています。

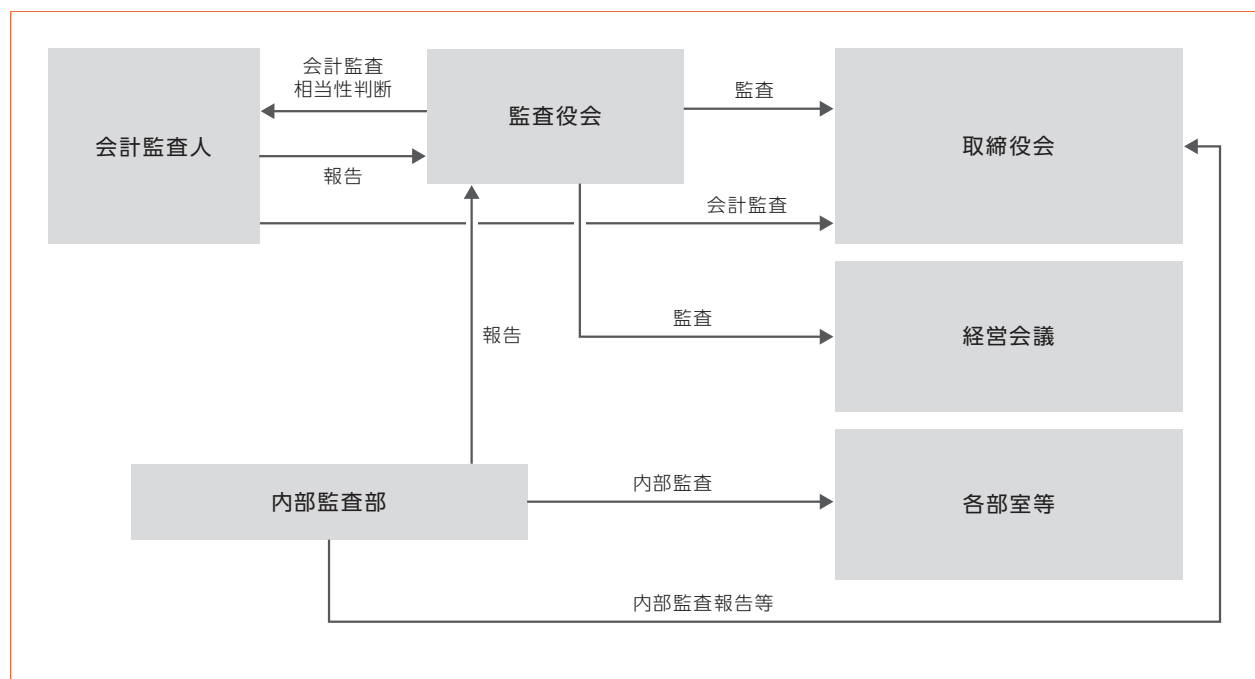
内部監査実施後、内部監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知し、監査対象組織からの改善計画や進捗状況報告等に基づき、それらの改善状況をフォロー・確認します。さらに、内部監査結果等を定期的に取り締役に報告しています。

社外監査・検査

当社は、外部の監査として、法令に基づき会計監査人(PwC Japan有限責任監査法人)による会計監査を受けています。また、保険業法の定めにより金融庁の検査等を受けています。

監査体制

(2025年6月末日現在)



取扱商品と新商品開発・改定

商品ラインナップ(個人向け・法人向け)

個人向け商品

■スタンダード傷害保険

- ・自転車向け保険 Bycle
自転車事故重視の交通事故によるケガ等を補償する保険です。
- ・自転車向け保険 Bycle Best
自転車事故重視の日常生活、スポーツやレジャー中のケガ等を補償する保険です。
- ・自転車向け保険 Bycle S
70歳から89歳の方を対象とする高齢者専用の自転車向け保険です。自転車事故重視の日常のケガも補償する保険です。
- ・ケガの保険 交通事故
交通事故によるケガ等を補償する保険です。
- ・ケガの保険 日常の事故
日常生活、スポーツやレジャー中のケガやアクシデント等を補償する保険です。



自転車向け保険には、付帯サービスとして「自転車ロードサービスプレミアム」がついています。

■ペット医療費用保険

- ・ペットの保険(通院なしタイプ・通院ありタイプ)
愛犬・愛猫がケガや病気で治療した場合の治療費用を補償する保険です。入院・手術した場合の治療費用を補償する「通院なしタイプ」と、加えて通院した場合の治療費用も補償する「通院ありタイプ」があります。付帯サービスとして「かかりつけ獣医師ダイヤル」がついています。



■リスク細分型特定手術用海外旅行保険

- ・海外旅行の保険
海外旅行中の病気やケガ等のアクシデント等を補償する保険です。
- ・海外旅行キャンセル保険
病気やケガによる3日以上入院等でやむなく海外旅行を取りやめた際に発生する取消料等のキャンセル費用を補償する保険です。

■国内旅行傷害保険

- ・国内旅行の保険
国内旅行中のケガ等を補償する保険です。
- ・ゴルフの保険
ゴルフ中のアクシデント等を補償する保険です。

法人向け商品

■スタンダード傷害保険

交通事故や日常生活におけるケガ等を補償する保険です。

■団体総合生活補償保険(共同保険専用)

ケガや病気・がん・介護等を総合的に補償する団体専用の保険です。共同保険専用の保険となっています。

■クレジットカード用旅行傷害保険(国内旅行・海外旅行)

クレジットカードに付帯する傷害保険です。クレジットカード会員の旅行中のケガ等のアクシデントを補償する保険です。

■約定履行費用保険

法人(被保険者)とその相手方である第三者との間で、一定の偶然な事由が生じたときに、法人が第三者に対して一定の金銭等の債務を履行または免除する旨の約束(約定)をしている場合に、法人が約定の責任を果たすことによって負担する費用を補償する保険です。

■盗難保険

保険の対象が盗難された場合に補償する保険です。

■クレジットカード盗難保険

クレジットカードが盗難され、不正利用された場合等に被る損害を補償する保険です。

■動産総合保険

動産を保険の対象として、偶然な事故によって保険の対象に生じた損害を補償する保険です。

■ミニペット傷害補償特約付きペット医療費用保険

ペット関連事業者が組成するペット飼育者向けサブスクリプションサービス等に付帯する簡易型のペット保険です。愛犬・愛猫がケガで入院・手術した場合の治療費用を補償します。

その他の商品(提携保険会社の商品)

【個人向け商品】 提携保険会社の各種損害保険商品を提供いたします。

- ・総合自動車保険
(au自動車ほけん)
- ・24時間単位型自動車運転者保険
(ワンデーサポーター)
- ・車両専用保険(すぽくる)

引受保険会社:三井ダイレクト損害保険株式会社

引受保険会社:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

引受保険会社:SBI日本少額短期保険株式会社

※当社は提携保険会社の取扱代理店として、上記商品をご案内いたします。

【法人向け商品】 お客さまの事業活動を幅広くサポートするため、火災保険や賠償責任保険等、各種損害保険商品を提供いたします。

引受保険会社:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

※当社はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取扱代理店として、保険契約締結の代理を行います。

新商品の開発および約款・料率の改定

実施年月日	項 目	概 要
2023年 3月29日	団体総合生活補償保険(共同保険専用)の商品改定	「八大疾病一時金補償特約」等の取扱いを開始 (注)2023年4月1日始期契約から改定実施
2023年 5月 8日	海外旅行保険、クレジットカード用海外旅行傷害保険、スタンダード傷害保険の商品改定	新型コロナウイルス感染症に対する補償の取扱いを変更 (注)新型コロナウイルス感染症の『感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律』上の位置づけが「5類感染症」に変更になったことに伴う対応
2024年 1月 1日	海外旅行保険、クレジットカード用海外旅行傷害保険の商品改定	新型コロナウイルス感染症に対する保険約款上の取扱いを明確化
2024年 4月 1日	ペット医療費用保険の商品改定	ペット関連事業者(法人)向けに「ミニペット傷害補償特約」の取扱いを開始
2024年 7月 1日	スタンダード傷害保険、ペット医療費用保険の商品改定	「自動継続特約」の取扱いを開始
2025年 2月 7日	動産総合保険の商品改定	「端末修理費用特約」の保険の対象を従来のiPhone、iPadに加えAndroid携帯端末まで拡大
2025年 7月27日	海外旅行保険の商品改定	今までの海外旅行保険を全面リニューアルした「リスク細分型特定手続用海外旅行保険」の取扱いを開始 あわせて「海外旅行キャンセル保険」の取扱いを開始

保険の仕組み

保険制度

損害保険は、共通の危険を持つ多くの人が集合し、合理的な計算に基づいた拠出（保険料の払込み）をすることにより、そのうちのある方が「一定の偶然な事故」にあった場合に、その拠出の中から損害の補償（保険金）を受け取ることができるという仕組みです。

つまり、損害保険制度とは、「大数の法則」を利用して相互にリスクを分散し、経済的補償を与えることにより、個人生活と企業経営の安定に大きく寄与することができる制度と言えます。

保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が「一定の偶然な事故」によって生じる財産上の損害を補償することを約束し、それに対してご契約者がその「一定の偶然な事故」の発生可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束することによって、成立する契約です。

双務・有償の契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約の性質を有していますが、通常は正確な契約引き受けのため保険契約申込書を作成し、ご契約の証として保険証券を発行しています。なお、インターネットでのお申込みの場合は、当社ホームページ上のお申込みページで契約締結は完結し、保険証券の代わりにお客さま専用ページの契約確認書にてご契約内容をご確認いただけます。

再保険

損害保険会社では、その事業特性を踏まえ、引き受けたリスクの一部または全部について、他の保険会社に保険をかけることで、自社が保有するリスク量をコントロールし、経営の安定を図っています。このような保険会社間の保険取引が「再保険」であり、再保険によって相手方にリスクを移転することを「出再」、逆に再保険によってリスクを引き受けることを「受再」といいます。また、出再・受再を考慮し最終的に自社が負う保険責任を「正味保有」といいます。

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、純保険料率（保険金の支払いに充てられる部分）と、附加保険料率（保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料等に充てられる部分）から成り立っています。

純保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを基礎として適用しています。

なお、自動車保険、火災保険、傷害保険等については純保険料率を参考純率として、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として損害保険料率算出機構が算出し、会員保険会社に提供しています。

約款の位置づけ

保険契約の内容を定めたもので、ご契約者・被保険者（補償の対象となる方）と保険会社の権利・義務が具体的に記載されています。約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・除外する特約があります。

約款に記載される主な事項

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| ① 保険の対象となる事故、損害 | ② 保険金をお支払いできない場合 |
| ③ 保険金の算出方法 | ④ 保険会社へ申し出・連絡すべき事項（契約前、契約後、事故発生時等） |
| ⑤ 保険契約が失効もしくは無効となる場合 | ⑥ 保険契約が解約・解除される場合 |

ご契約手続きの流れ

当社ホームページでは、個人のお客さま向けの保険商品をご用意しています。

商品内容のご説明

当社ホームページ上では保険商品ごとにその特長を説明したカタログページや、特に重要な事項を記載した「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」等をご案内しています。お客さまのご意向に沿った商品であるか内容をご確認のうえ、適切な保険商品をご選択いただくようお願いします。

特に以下のようなことをご確認いただく必要があります。

- ・どのような事故が補償の対象となるのか
- ・重要な事実を保険会社に正確に申し出ているか
- ・契約後、どのような場合に保険会社に通知をしなければならないのか
- ・どのような場合に保険契約が効力を失うのか
- ・解約した場合にどのようなになるのか
- ・どのような場合に保険金が支払われないのか
- ・支払われる保険金はどのように決められるのか(一定以上の損害に達しないと保険金が支払われない場合や、損害の額から一定額を差し引いて保険金が支払われる場合があります)
- ・事故発生時にどのように対応すればよいのか



契約内容のご確認と保険契約のお申込み

保険のお申込みは、当社ホームページ上で完結します。お申込みページの所定の欄に必要事項を入力してください。入力された事項は、ご契約者と保険会社双方を拘束するものとなります。お申込みの最終確認ページにて、「ご契約内容がお客さまのご希望に沿う内容となっていること」につきご確認ください、「契約を申込みます」ボタンを押下するとお申込みが完了します。万が一、入力内容が事実と異なっていると、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分にご注意ください。



保険料のお支払い

保険の種類により、au PAYカード等のクレジットカードによるお支払い、コンビニエンスストアでのお支払い、スマートフォンを利用したau PAY(auかんたん決済)やau PAY(ネット支払い)でのお支払い等、便利な支払方法をご利用いただけます。

保険料は、支払方法ごとに定められた期日までにお支払いください。保険のお申込みをいただいても、契約ごとに定められた期日までに保険料のお支払いがない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

なお、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険約款の規定に従って保険料をお返しいたします。ただし、お返しできない場合もあります。



ご契約成立後

当社では、環境に配慮し「保険証券」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」の郵送を省略させていただいております。当社ホームページに用意したお客さま専用ページより、いつでもご契約内容の確認や各種変更手続き等が可能です。

クーリングオフについて

保険期間が1年を超えるご契約については、お申込みいただいた日(クーリングオフ説明書を受領された日)から起算して8日以内であれば、お申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができます。詳しくは重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)をご確認ください。

ご契約内容に変更が生じた場合には

契約後にご契約内容に変更が生じた場合には、お客さま専用ページより変更のお手続きをお願いします。

お手続きいただけない場合には、変更が生じたときから変更いただくまでの間の期間の事故による損害について、保険金をお支払いできないことがあります。

保険金

お客さまにご満足いただける損害サービスの提供は、保険会社にとって最も重要な責務です。当社では、万一事故にあわれたお客さまへ、解決に向けての適切なアドバイスを行い、丁寧でスピーディな事故解決に努めています。

保険金のご請求からお受け取りまでの流れ(傷害保険)

当社へのご連絡

事故が発生した際は、まずケガや被害物を確認してください。相手方がいる場合は被害の拡大防止、負傷者の救護等を行うとともに、消防署・警察等に連絡してください。また相手方の住所・氏名・勤務先・保険会社等もできるだけその場で確認してください。以上、緊急の措置を行った後、速やかに当社にWebサイトまたはお電話(フリーコール)にて、ご連絡ください。



保険金請求方法のご案内

お客さまから事故のご連絡をいただくと、契約内容および事故状況の確認の後、保険金のお支払いまでの流れ、ご契約内容に基づきお支払いする保険金、保険金請求にあたり必要になる書類について、ご説明させていただきます。



書類の作成・手配および返送

保険金請求書等、当社よりご案内する必要書類をご手配のうえ、ご提出ください。(電話での確認により書類を省略できる場合がありますので、その際は別途ご案内します。)



事故や損害・おケガ等の状況の確認

適切な保険金のお支払いのためにご提出いただいた書類の内容をもとに、必要に応じて保険金のお支払い対象になるかどうか等の確認を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。



お支払いする保険金のご説明と保険金のお支払い

お客さま・相手方・修理先・病院等の関係者への確認や関係書類をもとに、お支払いする保険金を算出します。保険金が確定した後、お客さまへその内容をご説明させていただき、ご指定口座へのお振込みを行います。

保険金支払通知の郵送

保険金のお支払いの際は、「お支払いの内容」を記載した「保険金支払通知」を、お客さまへ郵送します。事故の内容によっては保険金が支払われない場合がございますので、その場合には、お支払いできない理由を保険約款や損害確認の結果等に基づきご説明します。

保険金お支払いに関する不服審査お申し出制度

保険金をお支払いできない旨を通知した事案について、当社の説明ではご納得いただけない場合、お客さまからのお申し出を受け付け、社外の弁護士で構成する不服審査会がお支払いに関する決定内容を確認する「保険金のお支払いに関する不服審査お申し出制度」を設けています。

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関「そんぽADRセンター」

一般社団法人 日本損害保険協会は、保険業法に基づく指定紛争解決機関として金融庁長官の指定を受け、そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)において、お客さまから損害保険全般に関する苦情や紛争解決の申し立てをお受けし、中立・公正な立場から問題解決のお手伝いをしています。

なお、同センターが受け付けることのできる苦情や紛争解決の申し立ては、同協会との間で手続実施基本契約を締結した保険会社に関連するものに限られます。当社は、同協会との間で手続実施基本契約を締結しております。詳しくは、P24をご参照ください。

保険金のご請求からお受け取りまでの流れ(ペットの保険)

当社へのご連絡

補償の対象となるペットが病気やケガをされた日、または治療を開始した日からその日を含めて30日以内にアニポスアプリまたはWebサイトまたはお電話(フリーコール)にてご連絡ください。



治療費のお支払い

動物病院でかかった治療費は、一旦窓口にて全額お支払いください。その際、必ず診療明細書と領収証をお受け取りいただき、保険金請求に必要な情報が記載されているかをご確認のうえ、大切に保管してください。



書類の作成・手配および返送

保険金請求書等、当社よりご案内する必要書類をご手配のうえ、ご提出ください。動物病院発行の診療明細書と領収証の原本を必ず同封してご返送をお願いいたします。



お支払いする保険金のご説明と保険金のお支払い

お客さま・動物病院等の関係者への確認や関係書類をもとに、お支払いする保険金を算出します。保険金が確定した後、お客さまへその内容をご説明させていただき、ご指定口座へのお振込みを行います。

ご提出いただく書類について

診療明細書

診療項目ごとの内訳金額が記載された書類です。動物病院によって名称が異なります。また、領収証を兼ねている場合もあります。

領収証

診療費のお支払いを証するものです。レシートでもかまいません。なお、診療明細書が領収証を兼ねていることが明らかな場合は別途取り付けていただく必要はありません。

※診療明細書が発行されなかった場合は、当社所定の診療明細書(保険金請求書兼同意書の裏面)の作成を動物病院にご依頼ください。その際の明細書作成にかかる費用はお客さまご自身のご負担になりますのでご了承ください。なお、必要に応じ他の書類のご提出のお願いをさせていただく場合もございますので、ご協力をお願いいたします。

損害サービス

損害サービスネットワーク

当社の損害サービスセンターの所在地は東京です。

このほか全国8カ所に駐在する駐在員(当社社員)と連携して万全の事故対応にあたらせていただきます。

損害サービスセンター	所在地
傷害・新種サービスセンター 個人賠償サービスセンター ペットサービスセンター	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目2番13号 ヒューリック虎ノ門第2ビル14F

駐在先	所在地
札幌駐在	〒060-8553 北海道札幌市北区北七条西5-5-3
仙台駐在	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-10
名古屋駐在	〒453-6118 愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12
大阪駐在	〒530-8555 大阪府大阪市北区西天満4-15-10
広島駐在	〒730-8580 広島県広島市中区国泰寺町1-8-13
高松駐在	〒760-0042 香川県高松市大工町1-1
福岡駐在	〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-6-36
熊本駐在	〒860-0012 熊本県熊本市中央区紺屋今町9-6

※駐在先はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の各地のサービスセンター内です。

24時間・365日事故受付サービス

突然やってくる事故からお客さまをしっかりとサポートし、安心していただけるよう、万全の体制で、24時間365日事故のご連絡をお受けします。

au損保事故受付デスク



0800-080-3808

または **0077-78-0365**

(通話料無料)

または 03-6758-1214 (通話料お客さま負担)

インターネットサービス

お電話だけでなくインターネットでも事故のご連絡をお受けします。

お問合わせへの回答メールや保険金お支払い情報のメール等、お客さまにとって必要な情報を適切なタイミングでお送りします。

また、書類の郵送によるやり取りが不要のインターネットによるご請求手続きも可能です。

安心の事故対応サービス

事故の受付から保険金お支払い手続きまで、お客さまからのお問合わせやご相談の全てを専任担当者が親切・丁寧にお応えします。また、全国の損害調査ネットワークでお客さまをサポートします。

海外サポートサービス

海外旅行中の病気・ケガ等万一の場合には、以下のサポートをいたします。

トラブル時の各種ご相談

ケガや病気、トラブルに巻き込まれた時など、お困りの内容に応じて承ります。

医師・病院の案内・予約

キャッシュレス提携病院を中心に最寄の医療施設または専門病院の手配・案内をいたします。

電話による医療通訳(英語)

病院で治療を受けられる時に電話による医療通訳の手配を行います。

パスポート等の盗難時の手続きのご案内

パスポートや携行品等の盗難・紛失の際の手続き方法についてご案内いたします。

ご家族への連絡(ご希望の場合)

患者(被保険者)の方が入院している場合、回復状況や治療内容を国内のご家族へご連絡いたします。

救護者の渡航時のお手伝い

患者(被保険者)の入院等に際してご家族・ご親族等の救護者の方が現地へ駆けつけるためのお手伝いをいたします。

保険金請求書類省略サービス

軽微な事故の場合には、保険金のお支払い手続きに必要な書類を一部省略できることがあります。お客さまの書類をご用意いただく手間を省き、分かりやすく簡単な手続きで保険金をお支払いします。

日弁連弁護士のご紹介サービス

法律相談費用補償特約・弁護士費用等補償特約をご契約いただき、支払対象となる事故に遭われた場合、当社と協定している日本弁護士連合会を通じてお近くの弁護士会に所属している弁護士のご紹介が可能です。

もらい事故に遭ってしまい、おこころあたりの弁護士がいない場合でも当社から日弁連リーガル・アクセス・センター(日弁連LAC)「弁護士保険制度紹介・業務システム」を通じて弁護士をご紹介します。

自転車ロードサービス

事故または故障により自転車が自力走行不能(自転車が物理的もしくは機能的に走行できない状態、または法令により走行が禁じられている状態)となった場合には、24時間365日トラブル現場へ駆けつけて、ご希望の場所まで自転車を搬送します。

また、パンクやブレーキトラブル等の軽微な故障については、提携業者がご自宅等の通常保管場所に伺い修理を行う出張修理サービスもご利用可能です。

お客さまサポート体制

au損保カスタマーセンター

お客さまからのお問い合わせは以下の窓口で受け付けております。

お電話でのお問い合わせ

メールでのお問い合わせ

お問い合わせフリーコール

受付時間:9:00 ~ 18:00 (年末年始を除く)



0800-700-0600

(通話料無料)

・一部のIP電話等、ご利用いただけない場合は、
03-6758-1212 (有料) へおかけ直してください。

24時間365日受付

下記のEメールアドレスへご連絡ください。

なお、お電話による回答でも

お差し支えない場合は、

日中のご連絡先もご記入ください。

support-1m@info.au-sonpo.co.jp

ペットの保険専用フリーコール

受付時間:9:00 ~ 18:00 (年末年始を除く)



0800-700-1122

(通話料無料)

・一部のIP電話等、ご利用いただけない場合は、
03-6758-1213 (有料) へおかけ直してください。

事業の状況

2024年度における事業概況(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

事業の経過および成果等

2024年度の日本経済はコロナ禍後の需要回復や輸入物価の上昇を背景に、国内物価の上昇が続く一方、賃金の上昇が進み、個人消費や設備投資を中心に、緩やかな回復基調が続きました。また、2024年3月のマイナス金利解除後、日本銀行は、2024年7月に0.25%程度へ、2025年1月に0.5%程度へと、政策金利の引き上げを行いました。これに伴い、銀行各行による預金金利や住宅ローン金利などの引き上げも進み、「金利のある世界」へと変わりつつあります。

こうした事業環境の下、当社は「自転車向け保険」や「ペット保険」を中心とした商品・サービスをご提供することで、生活意識の変化やライフスタイルの多様性がもたらすお客さまのニーズにお応えし、引き続き事業を順調に拡大しております。

保険引受及び資産運用の概況は次の通りであります。

【保険引受の概況】

保険引受収益のうち正味収入保険料は7,976百万円であります。一方、保険引受費用のうち、正味支払保険金が1,868百万円、損害調査費が472百万円で、正味損害率は29.4%となりました。また、正味事業費率は42.7%となり、これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額などを加減した保険引受利益は1,363百万円となりました。

【資産運用の概況】

当期末の総資産は、前期末に比べ1,760百万円増加して19,390百万円、運用資産は前期末に比べ、12百万円増加して13,457百万円となりました。

なお運用資産は、預貯金(決済性普通預金と定期預金)、コールローン、貸付金および建物(建物附属設備)であり、7百万円の利息収入が発生しております。

【会社が対処すべき課題】

コロナ禍からの正常化に向けた社会や経済の動き、デジタル技術の進化によるビジネスモデルの変化や少子高齢化による人口構造の変化など、個人や企業を取り巻く環境はこれまでとは比較にならないスピードで大きく変化しています。損害保険業界は、これらの変化に伴うお客さまニーズの多様化と新たなリスクの顕在化等について、柔軟かつ迅速な対応を求められています。一方、当社事業に関係の深い移動通信業界においても、5Gの普及やBeyond 5Gの導入検討など技術革新がもたらす人々の暮らしやビジネスのデジタル化が加速しており、通信の社会インフラとして果たす役割がますます重要になっています。

こうした社会や損害保険業界を取り巻く環境の急速な変化に対応するため、当社は「中期事業計画2022」の計画期間を1年延長(2022年度～2025年度)しました。

「中期事業計画2022」では、社会のデジタル化の進展により、モノ、コト問わずあらゆる消費と保険提供の機会が結びつき、データの活用がより高度化され、お客さま一人ひとりにとって適時に最適な商品・サービスが提供される状況を想定し、既存事業の深化と新規事業の探索・拡大を成長戦略に掲げております。2025年度は、成長戦略を支える経営基盤として、お客さまニーズや事業環境の変化に迅速に対応できるITシステム環境の整備に向けて、中期的な社内システムの見直し計画を引き続き進めます。

また、営業面／財務面における数値目標の達成を目指した取り組みを着実に実行するとともに、保険事業が有する高い社会性・公共性を認識し、コーポレートガバナンスの充実・コンプライアンスの徹底等を図り、業務品質の向上に努めて参ります。

(注) 本報告(以下の諸表を含む)における各計数の表示及び計算は次のとおりであります。

- (1) 保険料などの金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率などの比率は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しております。
- (2) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
- (3) 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

1. 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項目 \ 年度	2020年度 (2020年4月 1日から 2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月 1日から 2022年3月31日まで)	2022年度 (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで)	2023年度 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)
正味収入保険料	4,588	5,582	6,470	7,358	7,976
経常収益	4,786	6,292	6,743	7,648	8,129
経常利益	990	1,334	1,128	1,637	1,451
保険引受利益	859	1,235	1,011	1,488	1,363
当期純利益	851	1,273	728	1,111	961
正味損害率	36.3%	30.9%	36.4%	26.9%	29.4%
正味事業費率	36.7%	46.7%	38.9%	49.5%	42.7%
利息及び配当金収入	0	0	0	0	7
運用資産利回り(インカム利回り)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.06%
資産運用利回り(実現利回り)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.06%
資本金 (発行済株式総数)	3,150 (186,780株)	3,150 (186,780株)	3,150 (186,780株)	3,150 (186,780株)	3,150 (186,780株)
純資産額	4,532	5,805	6,533	7,644	8,605
総資産額 (積立勘定として経理された資産額)	13,344 (－)	15,060 (－)	16,357 (－)	17,629 (－)	19,390 (－)
責任準備金残高	2,759	3,361	3,899	4,285	4,923
貸付金残高	－	－	－	－	400
有価証券残高	－	－	－	－	－
単体ソルベンシー・マージン比率	1,790.3%	1,885.4%	1,936.9%	2,119.7%	2,242.6%
配当性向	－%	－%	－%	－%	－%
従業員数	90人	102人	130人	133人	154人

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3. 運用資産利回り(インカム利回り) = 利息及び配当金収入 ÷ 平均運用額
 4. 資産運用利回り(実現利回り) = 資産運用損益 ÷ 平均運用額

2. 保険契約等に関する指標

(1) 保険料

① 正味収入保険料

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)			2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)			2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火災	－	－%	－%	－	－%	－%	－	－%	－%
海上	－	－	－	－	－	－	－	－	－
傷害	4,866	75.2	26.3	6,030	81.9	23.9	6,493	81.4	7.7
自動車	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自動車損害賠償責任	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	1,604	24.8	△7.3	1,328	18.1	△17.2	1,483	18.6	11.6
合計	6,470	100.0	15.9	7,358	100.0	13.7	7,976	100.0	8.4

(注) 正味収入保険料…元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

②元受正味保険料(含む収入積立保険料)

(単位:百万円)

年度 種目	2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)			2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)			2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火災	—	—%	—%	—	—%	—%	—	—%	—%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	5,554	31.4	10.9	6,157	36.6	10.9	6,597	38.4	7.1
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	12,114	68.6	△8.4	10,666	63.4	△12.0	10,568	61.6	△0.9
合計	17,668	100.0	△3.1	16,823	100.0	△4.8	17,165	100.0	2.0
従業員1人当たり 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)	135		△24.0	126		△6.9	111		△11.9

(注) 1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)…元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。
2. 従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料)…元受正味保険料(含む収入積立保険料)÷従業員数

③受再正味保険料

該当事項はありません。

④支払再保険料(出再正味保険料)

(単位:百万円)

年度 種目	2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)			2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)			2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火災	—	—%	—%	—	—%	—%	—	—%	—%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	688	6.1	△40.5	126	1.3	△81.6	103	1.1	△18.4
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	10,509	93.9	△8.5	9,337	98.7	△11.2	9,084	98.9	△2.7
合計	11,197	100.0	△11.5	9,464	100.0	△15.5	9,188	100.0	△2.9

(注) 支払再保険料…再保険料から再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

(2)解約返戻金

(単位:百万円)

年度 種目	2022年度 (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで)	2023年度 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	13	13	11
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	5	1	1
合計	19	15	13

(注) 解約返戻金…元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

(3) 保険金

① 正味支払保険金および正味損害率

(単位:百万円)

年度 種目	2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)			2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)			2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		
	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火災	—	—%	—%	—	—%	—%	—	—%	—%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	1,283	72.3	35.4	1,211	76.9	25.2	1,536	82.2	29.5
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	492	27.7	39.6	364	23.1	34.5	332	17.8	28.8
合計	1,776	100.0	36.4	1,576	100.0	26.9	1,868	100.0	29.4

(注) 1. 正味支払保険金…元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率…(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

② 元受正味保険金

(単位:百万円)

年度 種目	2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)		2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)		2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	—	—%	—	—%	—	—%
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	1,965	16.6	1,761	16.7	1,789	17.4
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	9,861	83.4	8,780	83.3	8,514	82.6
合計	11,827	100.0	10,542	100.0	10,303	100.0

(注) 元受正味保険金…元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

③ 受再正味保険金

該当事項はありません。

④ 回収再保険金(出再正味保険金)

(単位:百万円)

年度 種目	2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)		2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)		2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	—	—%	—	—%	—	—%
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	682	6.8	550	6.1	253	3.0
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	9,368	93.2	8,415	93.9	8,181	97.0
合計	10,051	100.0	8,966	100.0	8,434	100.0

(注) 回収再保険金…再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

(4) 未収再保険金

(単位:百万円)

年度		2022年度 (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで)	2023年度 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)
1	年度開始時の未収再保険金	967	918	774
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	10,051	8,966	8,434
3	当該年度回収等	10,099	9,110	8,554
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	918	774	654

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. 保険業法施行規則第71条による保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(5) 正味事業費率

(単位:百万円)

区分	年度	2022年度 (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで)	2023年度 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)
保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費) (諸手数料及び集金費)		2,515 (2,542) (△ 27)	3,639 (3,565) (74)	3,408 (3,309) (98)
正味事業費率		38.9%	49.5%	42.7%

(注) 正味事業費率…保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

(6) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

種目	年度	2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)			2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)			2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		35.4	44.3	79.6	25.2	45.0	70.2	29.5	43.3	72.8
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		39.6	22.5	62.1	34.5	69.7	104.2	28.8	40.2	69.0
合計		36.4	38.9	75.3	26.9	49.5	76.3	29.4	42.7	72.1

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(7) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

種目	年度	2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)			2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)			2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		45.1	40.5	85.6	27.2	44.3	71.5	34.6	43.0	77.6
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		81.4	4.6	86.0	80.0	10.1	90.1	81.4	7.3	88.7
合計		70.1	15.9	86.0	61.0	22.4	83.4	63.5	21.0	84.5

(注) 1. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

2. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料

3. 合算率＝発生損害率＋事業費率

4. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額

5. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

6. 第三分野保険は取扱いがないため記載を省略しています。

(8) 保険引受利益

① 保険引受利益明細表

(単位:百万円)

区分	年度	2022年度 (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで)	2023年度 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)
保険引受収益		6,612	7,490	8,026
保険引受費用		3,059	2,437	3,353
保険引受に係る営業費及び一般管理費		2,542	3,565	3,309
その他収支		—	—	—
保険引受利益		1,011	1,488	1,363

(注) その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

②保険種目別保険引受利益

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2022年度 (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで)	2023年度 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	488	1,139	1,142
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	522	348	220
合計	1,011	1,488	1,363

(9) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分 \ 年度	2022年度 (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで)	2023年度 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	—%	—%	—%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

(10) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の 出再先に集中している割合
2023年度	5社	100.0%
2024年度	3社	100.0%

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

2. 保険業法施行規則第71条による保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当ありません。

(11) 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし、不明、BB以下)	合計
2023年度	100.0%	—%	—%	100.0%
2024年度	100.0%	—%	—%	100.0%

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。

2. 格付は、S&P社の各年4月1日現在を使用しています。

S&P格付がない場合はR&I社の格付を使用しています。

R&I格付の場合、A-以上は「A以上」、BBB-以上は「BBB以上」、BB以下は「その他」に区分しています。

格付がない場合でも親会社からの担保がある場合は親会社の格付をもって当該再保険者格付とみなしています。

3. 保険業法施行規則第71条による保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当ありません。

(12) 積立保険の契約者配当金

該当事項はありません。

3. 経理に関する指標等

(1) 保険契約準備金

① 支払備金

(単位:百万円)

種目	年度	2022年度末 (2023年3月31日現在)	2023年度末 (2024年3月31日現在)	2024年度末 (2025年3月31日現在)
火災		—	—	—
海上		—	—	—
傷害		1,090	1,103	1,384
自動車		—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—
その他		110	80	75
合計		1,201	1,183	1,459

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2020年度	2,622	652	1,435	534
2021年度	3,243	788	1,053	1,401
2022年度	1,905	917	1,045	△56
2023年度	2,005	913	826	265
2024年度	1,614	922	746	△55

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 傷害保険に係る金額を記載しています。

3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

● 傷害

(単位:百万円)

事故発生年度		2020年度			2021年度			2022年度			2023年度			2024年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 ＋ 支払 備金	事故発生年度末	2,351			1,574			2,008			1,636			1,840		
	1年後	1,623	0.690	△728	1,659	1.054	84	1,953	0.973	△54	1,670	1.020	33			
	2年後	1,641	1.011	17	1,612	0.971	△47	2,013	1.031	60						
	3年後	1,510	0.920	△131	1,591	0.987	△21									
	4年後	1,510	1.000	0												
最終損害見積り額		1,510			1,591			2,013			1,670			1,840		
累計保険金		1,411			1,507			1,841			1,405			866		
支払備金		99			83			172			265			973		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

● 自動車

該当契約はありません。

● 賠償責任

該当契約はありません。

②責任準備金

(単位:百万円)

年度 種目	2022年度末 (2023年3月31日現在)	2023年度末 (2024年3月31日現在)	2024年度末 (2025年3月31日現在)
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	2,440	3,200	3,593
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	1,458	1,085	1,329
合計	3,899	4,285	4,923

責任準備金の内訳(2023年度)

(単位:百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	2,191	1,008	—	—	—	3,200
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	410	674	—	—	—	1,085
合計	2,602	1,683	—	—	—	4,285

責任準備金の内訳(2024年度)

(単位:百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	2,377	1,216	—	—	—	3,593
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	599	730	—	—	—	1,329
合計	2,976	1,947	—	—	—	4,923

責任準備金積立水準

区分		2023年度	2024年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	—	—
積立率		100.0%	100.0%

(2)引当金明細表
2023年度

(単位:百万円)

区分	2022年度 期末残高	2023年度 増加額	2023年度減少額		2023年度 期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
退職給付引当金	44	14	4	—	55	—
賞与引当金	44	49	44	—	49	—
価格変動準備金	—	—	—	—	—	—

2024年度

(単位:百万円)

区分	2023年度 期末残高	2024年度 増加額	2024年度減少額		2024年度 期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
退職給付引当金	55	18	3	—	71	—
賞与引当金	49	67	49	—	67	—
価格変動準備金	—	—	—	—	—	—

(3)貸付金償却の額

該当事項はありません。

(4)事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区分	年度	2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)	2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
人件費		869	983	1,092
物件費		2,202	2,925	2,622
税金		64	64	75
拠出金		—	—	—
負担金		—	—	—
諸手数料及び集金費		△27	74	98
合計		3,108	4,048	3,889

(注)金額は、損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」並びに「諸手数料及び集金費」の合計額であります。

(5)損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	
経常利益の減少額	2023年度	71百万円(増加する異常危険準備金取崩額－百万円)
	2024年度	78百万円(増加する異常危険準備金取崩額－百万円)

(6) 売買目的有価証券運用益および運用損

該当事項はありません。

(7) 有価証券売却益、売却損および評価損

該当事項はありません。

(8) 固定資産処分益および処分損

(単位:百万円)

区分	2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)		2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
	処分益	処分損	処分益	処分損
不動産	—	—	—	—
動産	—	—	—	23
無形固定資産	—	27	—	9
合計	—	27	—	32

(9) 減価償却費明細表

2023年度

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	2023年度償却額	償却累計額	2023年度末残高	償却累計率(%)
建物	28	3	12	16	42.74
営業用		3		16	
賃貸用		—		—	
動産	53	8	32	21	60.04
その他	1,805	167	791	1,013	43.86
合計	1,887	178	836	1,051	44.30

2024年度

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	2024年度償却額	償却累計額	2024年度末残高	償却累計率(%)
建物	126	9	8	118	6.42
営業用		9		118	
賃貸用		—		—	
動産	83	9	24	59	28.91
その他	3,531	227	1,014	2,516	28.74
合計	3,741	245	1,047	2,693	27.99

(10) リース取引

該当事項はありません。

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

(単位:百万円)

区分	2022年度末 (2023年3月31日現在)		2023年度末 (2024年3月31日現在)		2024年度末 (2025年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
預貯金	12,188	74.5	13,428	76.2	10,539	54.4
コールローン	—	—	—	—	2,400	12.4
貸付金	—	—	—	—	400	2.1
土地・建物	19	0.1	16	0.1	118	0.6
運用資産計	12,208	74.6	13,444	76.3	13,457	69.4
総資産	16,357	100.0	17,629	100.0	19,390	100.0

(2) 運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区分	2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)		2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)		2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
	金額	年利回り(%)	金額	年利回り(%)	金額	年利回り(%)
預貯金	0	0.00	0	0.00	2	0.02
コールローン	—	—	—	—	3	0.41
貸付金	—	—	—	—	1	0.38
土地・建物	—	—	—	—	—	—
小計	0	0.00	0	0.00	7	0.06
その他	—	—	—	—	—	—
合計	0	0.00	0	0.00	7	0.06

(注) 収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。

(3) 資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区分	2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)			2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)			2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り (%)
預貯金	0	10,859	0.00	0	12,535	0.00	2	11,500	0.02
コールローン	—	—	—	—	—	—	3	765	0.41
貸付金	—	—	—	—	—	—	1	400	0.38
土地・建物	—	21	—	—	17	—	—	53	—
合計	0	10,880	0.00	0	12,552	0.00	7	12,719	0.06

- (注) 1. 資産運用損益(実現ベース)は、損益計算書における「資産運用収益」および「積立保険料等運用益」の合計額から「資産運用費用」を控除した金額です。
2. 平均運用額は、取得原価または償却原価による平均残高に基づいて算出しています。

(参考) 時価総合利回り

(単位:百万円)

区分	2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)			2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)			2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り (%)
預貯金	0	10,859	0.00	0	12,535	0.00	2	11,500	0.02
コールローン	—	—	—	—	—	—	3	765	0.41
貸付金	—	—	—	—	—	—	1	400	0.38
土地・建物	—	21	—	—	17	—	—	53	—
合計	0	10,880	0.00	0	12,552	0.00	7	12,719	0.06

(注) 資産運用損益等(時価ベース)は、資産運用損益(実現ベース)にその他有価証券および金銭の信託(その他有価証券に準じて処理をする運用目的・満期保有目的以外のものに限る)に係る評価差額(税効果控除前の金額による)の当期増減額を加算した金額です。また、平均運用額(時価ベース)は、平均運用額(取得原価ベース)にその他有価証券に係る前期末評価差額(税効果控除前の金額による)並びに売買目的有価証券および金銭の信託に係る前期末評価損益を加算した金額です。

(4) 海外投融資

該当事項はありません。

(5) 預貯金

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2022年度末 (2023年3月31日現在)	2023年度末 (2024年3月31日現在)	2024年度末 (2025年3月31日現在)
郵便振替・郵便貯金	—	—	—
当座預金	—	—	—
普通預金	11,688	12,428	8,139
通知預金	—	—	—
定期預金	500	1,000	2,400
別段預金	—	—	—
合計	12,188	13,428	10,539

(6) 商品有価証券:該当事項はありません。

(7) 保有有価証券:該当事項はありません。

(8) 保有有価証券利回り:該当事項はありません。

(9) 有価証券の種類別の残存期間別残高:該当事項はありません。

(10) 業種別保有株式の額:該当事項はありません。

(11) 業種別貸付金残高

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2022年度末 (2023年3月31日現在)	2023年度末 (2024年3月31日現在)	2024年度末 (2025年3月31日現在)
農林・水産業	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—
建設業	—	—	—
製造業	—	—	—
卸売業・小売業	—	—	—
金融業・保険業	—	—	400
不動産業・物品賃貸業	—	—	—
情報通信業	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
サービス業等	—	—	—
その他	—	—	—
(うち個人住宅・消費者ローン)	—	—	—
小計	—	—	400
公共団体	—	—	—
公社・公団	—	—	—
約款貸付	—	—	—
合計	—	—	400

(12) 担保別貸付金残高

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2022年度末 (2023年3月31日現在)		2023年度末 (2024年3月31日現在)		2024年度末 (2025年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
担保貸付	—	—	—	—	—	—
有価証券担保貸付	—	—	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	—	—	—	—	—	—
指名債権担保貸付	—	—	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—	—	—
信用貸付	—	—	—	—	400	100.0
その他	—	—	—	—	—	—
一般貸付計	—	—	—	—	400	100.0
約款貸付	—	—	—	—	—	—
別段預金	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	400	100.0

(13) 企業規模別貸付金残高

(単位:百万円)

区分	年度	2022年度末 (2023年3月31日現在)		2023年度末 (2024年3月31日現在)		2024年度末 (2025年3月31日現在)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
大企業		—	—	—	—	400	100.0
中堅企業		—	—	—	—	—	—
中小企業		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	400	100.0

(14) 使途別貸付金残高

(単位:百万円)

区分	年度	2022年度末 (2023年3月31日現在)		2023年度末 (2024年3月31日現在)		2024年度末 (2025年3月31日現在)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
設備資金		—	—	—	—	—	—
運転資金		—	—	—	—	400	100.0
合計		—	—	—	—	400	100.0

(15) 貸付金残存期間別残高

(単位:百万円)

年度	区分	期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
2023年度末 (2024年3月31日現在)	変動金利		—	—	—	—	—	—	—
	固定金利		—	—	—	—	—	—	—
	合計		—	—	—	—	—	—	—
2024年度末 (2025年3月31日現在)	変動金利		—	—	—	—	—	—	—
	固定金利		400	—	—	—	—	—	400
	合計		400	—	—	—	—	—	400

(16) 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度末 (2024年3月31日現在)	2024年度末 (2025年3月31日現在)
土地		—	—
営業用		—	—
賃貸用		—	—
建物		16	118
営業用		16	118
賃貸用		—	—
建設仮勘定		—	—
営業用		—	—
賃貸用		—	—
合計		16	118
営業用		16	118
賃貸用		—	—
リース資産		—	—
その他の有形固定資産		21	59
有形固定資産合計		37	177

5. 特別勘定に関する指標等

(1) 特別勘定資産残高: 該当事項はありません。

(2) 特別勘定資産: 該当事項はありません。

(3) 特別勘定の運用収支: 該当事項はありません。

経理の状況

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表 (資産の部)

(単位:百万円)

科目	年度	2023年度末 (2024年3月31日現在)		2024年度末 (2025年3月31日現在)		比較増減
		金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)			%		%	
現金及び預貯金		13,428	76.17	10,539	54.35	△ 2,889
預貯金		13,428		10,539		
コールローン		—		2,400	12.38	2,400
貸付金		—		400	2.06	400
有形固定資産		37	0.21	177	0.92	140
建物		16		118		
その他の有形固定資産		21		59		
無形固定資産		1,013	5.75	2,516	12.97	1,502
ソフトウェア		219		775		
ソフトウェア仮勘定		794		1,740		
その他資産		2,980	16.91	3,059	15.78	79
未収保険料		1,789		1,825		
共同保険貸		332		325		
再保険貸		193		86		
外国再保険貸		581		568		
未収金		6		1		
未収収益		0		2		
預託金		40		151		
仮払金		37		99		
繰延税金資産		169	0.96	298	1.54	128
資産の部合計		17,629	100.00	19,390	100.00	1,760

(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

科目	年度	2023年度末 (2024年3月31日現在)		2024年度末 (2025年3月31日現在)		比較増減
		金額	構成比	金額	構成比	
(負債の部)			%		%	
保険契約準備金		5,469	31.03	6,383	32.92	913
支払備金		1,183		1,459		
責任準備金		4,285		4,923		
その他負債		4,410	25.02	4,263	21.98	△147
共同保険借		71		152		
再保険借		10		0		
外国再保険借		287		390		
未払法人税等		343		354		
預り金		10		8		
未払金		1,695		1,246		
仮受金		1,984		2,038		
資産除去債務		7		72		
退職給付引当金		55	0.31	71	0.37	15
賞与引当金		49	0.28	67	0.35	17
負債の部合計		9,985	56.64	10,785	55.62	799
(純資産の部)						
資本金		3,150	17.86	3,150	16.24	—
資本剰余金		2,850	16.17	2,850	14.70	—
資本準備金		2,850		2,850		
利益剰余金		1,644	9.33	2,605	13.44	961
その他利益剰余金		1,644		2,605		
繰越利益剰余金		1,644		2,605		
株主資本合計		7,644	43.36	8,605	44.38	961
純資産の部合計		7,644	43.36	8,605	44.38	961
負債及び純資産の部合計		17,629	100.00	19,390	100.00	1,760

(2024年度 貸借対照表関係注記事項)

1. 有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
2. 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
3. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務は簡便法を採用しており、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基準に算出した額を退職給付引当金に計上しております。
4. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
5. 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
6. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は、仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
7. 会計上の見積りに関する事項は、次のとおりであります。
保険業法第117条、同施行規則第72条及び第73条の規定に基づき、保険契約に基づいて支払義務が発生した、又は発生したと認められる保険金等のうち、まだ支払っていない金額を見積り、支払備金として積み立てております。
(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
支払備金 1,459百万円
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
① 算出方法及び主要な仮定
支払事由の発生 の報告があった保険契約については、支払事由の報告内容、保険契約の内容及び損害調査内容等に基づき個別に支払見込額を計上しております。
まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められる支払備金については、主として過去の支払実績等から算出した仮定を用いて見積った最終損害見積額等に基づき計上しております。
② 翌事業年度の計算書類に与える影響
各事象の将来における状況変化等により保険金の支払額や支払備金の計上額が、当初の見積額から変動する可能性があります。
8. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権に該当するものではありません。
9. 有形固定資産の減価償却累計額は32百万円であります。
10. 関係会社に対する金銭債権総額は1,348百万円、金銭債務総額は2,002百万円であります。

11. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産		
責任準備金		748 百万円
その他		138 百万円
繰延税金資産	小計	887 百万円
評価性引当額		△ 570 百万円
繰延税金資産	合計	317 百万円
繰延税金負債		
資産除去債務		19 百万円
繰延税金負債	合計	19 百万円
繰延税金資産の純額		298 百万円

また、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。
これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が28.0%から28.9%に変更となります。この税率変更による、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)、法人税等調整額、および当期純利益に与える影響は軽微であります。

12. 金融商品に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は保険業法に基づく損害保険事業を行っております。保有する資産は保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることを鑑み、安全性と流動性の確保を目的とした短期的な預貯金を中心の金融商品を活用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主として預貯金、コールローン、貸付金であります。預貯金は預金保険制度において全額保護対象の決済性普通預金及び預入期間3カ月以内の定期預金であります。コールローン、貸付金は基本的に信用力の高い先へ3カ月以内の信用供与を行っているものであり、信用リスクは限定的であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する預貯金のうち、決済性普通預金は預金保険制度において全額保護対象であるため、リスクは有しておりません。また定期預金、コールローン、貸付金については、取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規定を定めております。これに基づき、業務執行部門が随時リスク管理を行うとともに、リスク管理部門が別途モニタリングを実施し、四半期毎に取締役会に報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づいております。なお、市場価格がない場合には合理的に算定された価額によることとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、預貯金、コールローン、貸付金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

なお、市場価格のない株式等は保有しておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当ありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

預貯金、コールローン、貸付金及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

13. (1) 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前)	2,517 百万円
同上にかかる出再支払備金	1,057 百万円
差引	1,459 百万円

(2) 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	4,036 百万円
同上にかかる出再責任準備金	1,060 百万円
差引(イ)	2,976 百万円
その他の責任準備金(ロ)	1,947 百万円
計(イ+ロ)	4,923 百万円

14. 1株当たりの純資産額は46,072円30銭であります。

算定上の基礎である普通株式に係る当事業年度末の純資産額は8,605百万円、当事業年度末の普通株式の数は186,780株であります。

15. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2023年度 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)	比較増減
経常収益		7,648	8,129	481
保険引受収益		7,490	8,026	536
正味収入保険料		7,358	7,976	617
支払備金戻入額		18	—	△ 18
その他保険引受収益		113	50	△ 63
資産運用収益		0	7	6
利息及び配当金収入		0	7	6
その他経常収益		157	96	△ 61
経常費用		6,011	6,678	667
保険引受費用		2,437	3,353	916
正味支払保険金		1,576	1,868	292
損害調査費		400	472	72
諸手数料及び集金費		74	98	24
支払備金繰入額		—	276	276
責任準備金繰入額		386	637	250
資産運用費用		—	—	—
営業費及び一般管理費		3,573	3,318	△ 255
その他経常費用		0	6	6
その他の経常費用		0	6	6
経常利益		1,637	1,451	△ 186
特別利益		—	—	—
特別損失		27	82	55
固定資産処分損		27	32	5
本社移転費用		—	50	50
税引前当期純利益		1,610	1,368	△ 242
法人税及び住民税		485	535	49
法人税等調整額		13	△ 128	△ 141
法人税等合計		499	407	△ 92
当期純利益		1,111	961	△ 150

(2024年度 損益計算書関係注記事項)

1. 関係会社との取引による収益総額は12,658百万円、費用総額は9,305百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。 (2) 正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	17,165百万円	支払保険金	10,303百万円
支払再保険料	9,188百万円	回収再保険金	8,434百万円
差引	7,976百万円	差引	1,868百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。 (4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	281百万円	支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	80百万円
出再保険手数料	183百万円	同上にかかる出再支払備金繰入額	△ 195百万円
差引	98百万円	差引	276百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	326百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△ 47百万円
差引(イ)	373百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	263百万円
計(イ+ロ)	637百万円

3. 利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。

預貯金利息	2百万円
コールローン利息	3百万円
貸付金利息	1百万円
計	7百万円

4. 1株当たりの当期純利益金額は5,145円18銭であります。

算定上の基礎である普通株式に係る当期純利益は961百万円、普通株式の期中平均株式数は186,780株であります。

5. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

種類	会社名 (住所)	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者との関係	
					役員の兼任等	事業上の関係
親会社	KDDI株式会社 (東京都新宿区)	141,852	電気通信事業	51 (間接)	—	保険取引
		取引内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		元受保険料等 元受保険金等		12,002 8,372	未収保険料 仮受金等	1,228 1,972
親会社の 子会社	au Reinsurance Corporation (ミクロネシア)	1,500	再保険事業	—	—	再保険の引受
		取引内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		出再保険金等 出再保険料		8,355 9,100	外国再保険貸 外国再保険借	563 368
親会社の 子会社	auアセットマネジ メント株式会社 (東京都千代田区)	1,000	金融事業	—	—	保険取引
		取引内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		元受保険料 業務委託料		1,364 1	未収保険料 未払金	215 0
親会社の 子会社	auフィナンシャル サービス株式会社 (東京都港区)	7,370	金融事業	—	—	資金の貸付 保険取引
		取引内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		資金の貸付 元受保険料等 業務委託料等		400 500 24	貸付金 仮受金等	400 526

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうえで決定しております。資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 資金の貸付の取引金額は、取引が反復的に行われているため期中平均残高を記載しております。

6. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2023年度 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		1,610	1,368
減価償却費		178	245
支払備金の増減額(△は減少)	△	18	276
責任準備金等の増減額(△は減少)		386	637
退職給付引当金の増減額(△は減少)		10	15
賞与引当金の増減額(△は減少)		5	17
利息及び配当金収入	△	0	7
有形固定資産関係損益(△は益)		—	23
無形固定資産関係損益(△は益)		29	9
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		504	76
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	△	217	158
小 計		2,490	2,352
利息及び配当金の受取額		0	4
法人税等の支払額	△	492	524
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,998	1,832
投資活動によるキャッシュ・フロー			
コールローンの純増減額		—	△ 2,400
貸付けによる支出		—	△ 400
資 産 運 用 活 動 計		—	△ 2,800
(営業活動及び資産運用活動計)		(1,998)	(△ 967)
有形固定資産の取得による支出	△	0	△ 182
無形固定資産の取得による支出	△	758	△ 1,739
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 758	△ 4,721
財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		1,239	△ 2,889
現金及び現金同等物期首残高		12,188	13,428
現金及び現金同等物期末残高		13,428	10,539

(2024年度 キャッシュ・フロー計算書関係注記事項)

1. 現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の預貯金の金額であります。
2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいません。
3. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 1株当たり配当等

(単位:百万円)

年度		2022年度 (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで)	2023年度 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)
項目	1株当たり配当額	—	—	—
	1株当たり当期純利益	3,899.16円	5,948.39円	5,145.18円
	配当性向	—	—	—
1株当たり純資産額		34,978.73円	40,927.12円	46,072.30円
従業員1人当たり総資産		125	132	125

(注)金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 株主資本等変動計算書
2023年度

(単位:百万円)

	株主資本								純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		株主 資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	3,150	2,850	—	2,850	—	533	533	—	6,533	6,533
当期変動額										
当期純利益	—	—	—	—	—	1,111	1,111	—	1,111	1,111
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,111	1,111	—	1,111	1,111
当期末残高	3,150	2,850	—	2,850	—	1,644	1,644	—	7,644	7,644

2024年度

(単位:百万円)

	株主資本								純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主 資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金				利益 剰余金 合計
						繰越利益 剰余金				
当期首残高	3,150	2,850	—	2,850	—	1,644	1,644	—	7,644	7,644
当期変動額										
当期純利益	—	—	—	—	—	961	961	—	961	961
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	961	961	—	961	961
当期末残高	3,150	2,850	—	2,850	—	2,605	2,605	—	8,605	8,605

(2024年度 株主資本等変動計算書関係注記事項)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	186,780	—	—	186,780

2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 保険業法に基づく債権

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度末 (2024年3月31日現在)	2024年度末 (2025年3月31日現在)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		—	—
危険債権		—	—
三月以上延滞債権		—	—
貸付条件緩和債権		—	—
小計		—	—
正常債権		—	400
合計		—	400

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、再生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。(1. に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。
(1. および2. に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。
(1. から3. までは掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして1. から4. までは掲げる債権以外のものに区分される債権です。

3. 保険金等の支払能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

区 分	2023年度末 (2024年3月31日現在)	2024年度末 (2025年3月31日現在)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	9,967	11,565
資本金又は基金等	7,644	8,605
価格変動準備金	—	—
危険準備金	—	—
異常危険準備金	1,683	1,947
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	—	—
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	639	1,013
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	940	1,031
一般保険リスク(R1)	902	997
第三分野保険の保険リスク(R2)	—	—
予定利率リスク(R3)	—	—
資産運用リスク(R4)	172	146
経営管理リスク(R5)	21	22
巨大災害リスク(R6)	—	—
単体ソルベンシー・マージン比率[(A)/{(B)×1/2}]×100	2,119.7%	2,242.6%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率であります。

<単体ソルベンシー・マージン比率について>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(表の(B))に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

① 保険引受上の危険 (一般保険リスク)、 (第三分野保険の保険リスク)	: 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く。)
② 予定利率上の危険 (予定利率リスク)	: 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
③ 資産運用上の危険 (資産運用リスク)	: 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
④ 経営管理上の危険 (経営管理リスク)	: 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
⑤ 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク)	: 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- ・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な判断指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

4. 時価情報等

(1)有価証券

該当事項はありません。

(2)金銭の信託

該当事項はありません。

(3)デリバティブ取引情報(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当事項はありません。

(4)保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

(5)先物外国為替取引

該当事項はありません。

(6)有価証券関連デリバティブ取引((7)に掲げるものを除く。)

該当事項はありません。

(7)金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当事項はありません。

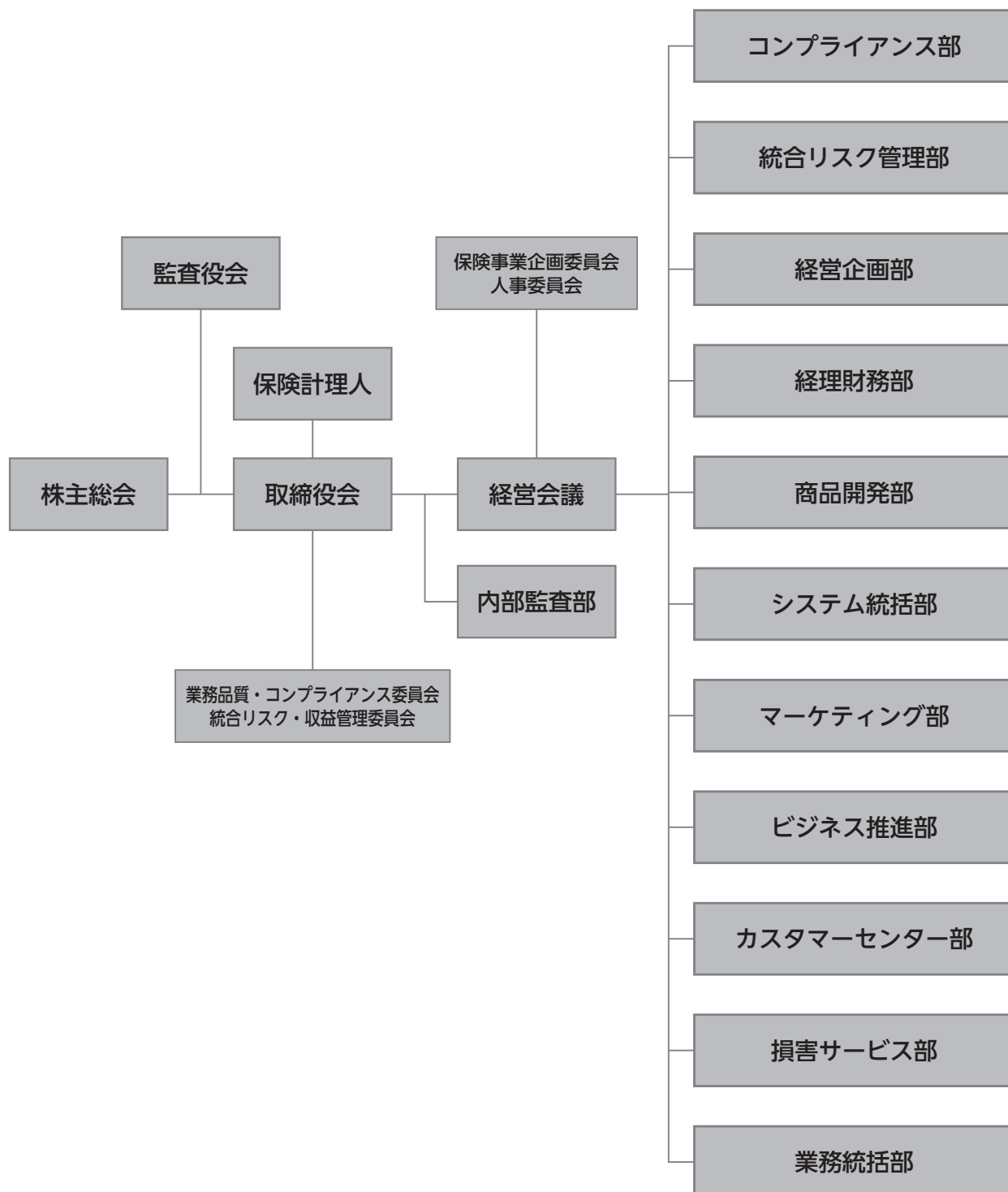
5. 監査法人による監査の状況

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。

組織

会社組織図

(2025年4月1日現在)



店舗の所在地

〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-2-13 ヒューリック虎ノ門第2ビル14F

主要な業務、株式の状況

1. 主要な業務

(1) 損害保険事業

① 保険の引受

当社は傷害保険、盗難保険、動産総合保険および費用・利益保険の引受けを行っています。

② 資産の運用

当社は保険料として収受した金銭その他の資産運用を行っています。

(2) 業務の代理・事務の代行

当社はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社および三井ダイレクト損害保険株式会社など他の保険会社等の業務の代理・事務の代行を行っています。

2. 株式基本事項

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年。
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内に開催します。
基準日	3月31日
公告の方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.au-sonpo.co.jp

3. 株主総会議案

(1) 2025年4月1日開催の臨時株主総会の決議事項は次のとおりです。

<決議事項>

第1号議案 取締役3名選任の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

(2) 2025年6月10日開催の第16回定時株主総会の報告事項および決議事項はつぎのとおりです。

<報告事項>

2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

<決議事項>

第1号議案 取締役6名選任の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

第2号議案 個別取締役報酬の決定の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

第3号議案 監査役1名選任の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

4. 株主の状況

(2025年6月末日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目19番1号	95,258	51.0
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	91,522	49.0
計	—	186,780	100.0

5. 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(百万円)		資本準備金(百万円)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
2010年2月23日	6,000	6,000	300	300	—	—	モバイル損保設立準備株式会社設立
2010年9月30日	84,000	90,000	2,100	2,400	2,100	2,100	増資
2018年4月20日	96,780	186,780	750	3,150	750	2,850	増資

役員・従業員・設備の状況

1. 取締役

(2025年6月末日現在)

役職名	氏名	担当および兼務の状況
代表取締役社長 執行役員	なか い たけし 中井 武志	<担当>内部監査部 (auフィナンシャルホールディングス株式会社 取締役(非常勤))
代表取締役副社長 執行役員	ぬ ま た とし ひ こ 沼田 俊彦	<担当>コンプライアンス部、統合リスク管理部、商品開発部、損害サービス部 <担当役員補佐>業務統括部
取締役専務執行役員	か も し だ ひ ろ ゆ き 鴨志田 博礼	<担当>経営企画部、経理財務部、システム統括部、業務統括部 <担当役員補佐>マーケティング部、ビジネス推進部
取締役 (非常勤)	つ る が あ き の り 鶴我 明憲	(auフィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役会長)
取締役 (非常勤)	い し づ き た か し 石月 貴史	(auフィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役社長 auじぶん銀行株式会社 取締役(非常勤))
取締役 (非常勤)	み づ こ し や す し 水越 靖	(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 理事 営業統括部長 あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社 取締役)

2. 監査役

(2025年6月末日現在)

役職名	氏名	兼務の状況
常勤監査役	え び す や ゆ う じ 戎家 裕司	(auじぶん銀行株式会社 監査役(非常勤))
監査役 (非常勤)	し の は ら や す し 篠原 康	(KDDIまとめてオフィス株式会社 監査役(非常勤) 他)
監査役 (非常勤)	あ い は ら や す ひ ろ 相原 康浩	(あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社 監査役 他)

3. 執行役員

(2025年6月末日現在)

役職名	氏名	担当
執行役員	い と う ま さ と し 伊藤 真都史	<担当>マーケティング部、ビジネス推進部、カスタマーセンター部

4. 従業員

(2025年3月末日現在)

1. 従業員の状況・平均給与

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
154	46.9	4.3	7,039

注1. 従業員数は就業人員数です。
注2. 平均年間給与(契約社員を除く)は、賞与および時間外手当を含んでいます。グループ会社から当社に出向している社員は除いています。

2. 採用方針
- 当社は一人ひとりの価値観を大切にします。これまでの常識やルールにとらわれず、チャレンジする人材を求めています。
3. 研修制度
- 当社では、将来を担う人材の育成のために、研修やOJT等により、早期に保険会社の社員に相応しい業務力・対応力の習得を図ります。
4. 福利厚生
- 社会保険等の福利厚生制度の他、社員慶弔見舞金、災害補償制度、育児・介護休業制度等を整備しています。

5. 主要な設備の状況

(2025年3月末日現在)

店名(所在地)	事業の種類別	従業員数(人)	年間賃借料(百万円)
本店(東京都港区)	損害保険事業	154	116

